

第百三十一回 参議院 地方行政委員会 會議録 第四号

平成六年十一月十五日(火曜日)

午前十時三十分開会

委員の異動

十一月四日

辭任 瀧手 順正君

補欠選任 鈴木 貞敏君

十一月十五日

辭任 山崎 正昭君

補欠選任 関根 則之君

辭任 鈴木 貞敏君

補欠選任 笠原 潤一君

辭任 関根 則之君

補欠選任 野沢 太三君

出席者は左のとおり。

委員長

岩本 久人君

理事

鎌田 要人君

委員

石渡 清元君

笠原 潤一君

野沢 太三君

服部三男雄君

真島 一男君

松浦 功君

上野 雄文君

篠崎 年子君

山口 哲夫君

渡辺 四郎君

小林 正君

長谷川 清君

統弘君

西川 潔君

國務大臣

自治大臣

野中 広務君

警察厅长官

山本 博一君

総務審議官

秋本 敏文君

自治大臣官房長

遠藤 安彦君

自治省財政局長

滝 実君

自治省税務局長

佐藤 勝君

事務局側

常任委員会専門員

本日

の会議に付した案件

○地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○連合審査会に関する件

○公聴会開会承認要求に関する件

○委員長(岩本久人君) たいだいまから地方行政委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る四日、瀧手順正君及び山崎正昭君が委員を

辭任され、その補欠として鈴木貞敏君及び関根則

之君がそれぞれ選任されました。

また、本日、鈴木貞敏君が委員を辭任され、そ

の補欠として笠原潤一君が選任されました。

○委員長(岩本久人君) 次に、地方税法等の一部

を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。野

中自治大臣。

○國務大臣(野中広務君) たいだいま議題となりま

した地方税法等の一部を改正する法律案の提案理

由とその要旨につきまして御説明申し上げます。

活力ある豊かな福祉社会の実現を目指す視点に

立った今回の税制改革等の一環として、個人住民

税について税率適用区分の見直し、基礎控除等の

引き上げ等を行い、また平成七年度において定率

による特別減税を実施するとともに、地方分権の

推進、地域福祉の充実等のため、消費課税と税に

ついて、消費に広く負担を求める地方消費税を道府

県税として創設することにより地方税源の充実を

図ることとし、あわせて税制改革に伴い、消費税

に係る地方交付税の率を引き上げるほか、個人住

民税に係る減税による減収額を埋めるため、地方

債の特例措置を講じる等の改正を行う必要があり

ます。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であ

ります。

次に、この法律案の要旨について御説明申し上げ

ます。

第一は、地方税法の改正に関する事項でありま

す。

その一は、道府県民税及び市町村民税について

の改正であります。

個人の道府県民税及び市町村民税につきましては

は、中堅所得者層を中心とした税負担の累増感を

緩和するため、所得割の税率適用区分について、

道府県民税については四％の税率適用区分を七百

万円を超える課税所得金額に、市町村民税につい

ては八％の税率適用区分を二百万円を超える課税

所得金額、一一％の税率適用区分を七百万円を超

える課税所得金額にそれぞれ引き上げるとともに

に、基礎控除、配偶者控除、扶養控除及び配偶者

特別控除の額をそれぞれ二万円引き上げるほか、

白色申告者の事業専従者控除の控除限度額の引き

上げ等の措置を講じることとしております。

これらの改正のうち、税率の適用区分に係る改

正、基礎控除、配偶者控除、扶養控除及び配偶者

特別控除の額に係る改正は平成七年度から、その

他の改正は平成八年度から適用することといたし

ております。

また、当面の景気に配慮するため、平成七年度

分の個人住民税所得割額の一五％相当額を軽減す

る特別減税を二万円を限度として行うこととして

おります。

その二は、地方消費税の創設であります。

地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、地

方税源の充実を図る観点から、消費課税と税にか

えて、道府県税として地方消費税の創設を図るも

のであります。地方消費税の税率は消費税額の二五

％とし、消費税と地方消費税を合わせた負担率は

五％となります。

また、国内取引に係る地方消費税である譲渡割

につきましては、本則上は消費税の確定申告書等

を提出する義務がある事業者は当該申告書の提出

期限までに必要な事項を記載した申告書を事務所

等所在地の道府県に提出し、その申告に係る譲渡

割額を納付しなければならないこととしておりま

す。ただし、納税者の事務負担等を勘案し、譲渡

割の賦課徴収につきましては、当分の間、国(税務

署)において、消費税の賦課徴収の例により、消費

税の賦課徴収とあわせて行うものとしたしてあり

ます。なお、輸入取引に係る地方消費税である貨

物割の賦課徴収については、国(税関)において、

消費税の賦課徴収の例により、消費税の賦課徴収

とあわせて行うものとしたしてあります。

次に、国は譲渡割、または貨物割の納付があつ

た場合においては当該納付のあつた月の翌々月の

末日までに、譲渡割にあつてはあわせて納付され

た消費税の納税地所在の道府県に、貨物割にあつ

ては貨物割に係る保稅地域所在の道府県にそれぞ

れ払い込むものとしたしてあります。なお、道府

県は国に徴収取扱費を支払うものとしてありま

す。

さらに、道府県は、その地方消費税額について、

商業統計における小売年間販売額その他の消費に
関連した基準により道府県間で清算を行うことと
し、道府県はその清算後の収入の二分の一を各市
町村の人口と従業者数で案分して市町村に交付す
ることとしたしております。

地方消費税に係るこれらの改正は平成九年四月
一日から適用することとしたしております。

第二は、地方財政法の改正に関する事項であり
ます。

地方税法の改正に伴う平成六年度から平成八年
度までの個人住民税に係る減税による減収額を埋
めるため、地方債の特例措置を講じることとした
しております。

第三は、地方交付税法の改正に関する事項であ
ります。

税制改革に伴い、地方団体の財政運営に支障が
生じないよう必要な地方財源を確保するため、消
費税の収入額に対する地方交付税の率を五・五％
引き上げ、二九・五％とすることとしたしており
ます。

第四は、交付税及び譲与税配付金特別会計法の
改正に関する事項であります。

税制改革に伴い、平成七年度以降の各年度にお
ける交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金
の限度額を変更することとしたしております。

その他、地方消費税の創設に伴い、消費譲与税
法を廃止することとするほか、所要の規定の整備
を行うこととしております。

以上が地方税法等の一部を改正する法律案の提
案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いた
だきますようお願い申し上げます。

○委員長(岩本久人君) 以上で趣旨説明の聴取は
終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとしたしま
す。

○委員長(岩本久人君) 次に、連合審査会に関す
る件についてお諮りいたします。

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の
施行等による租税収入の減少を補うための平成六
年度から平成八年度までの公債の発行の特例等
に関する法律案、所得税法及び消費税法の一部を改
正する法律案、平成七年度分所得税の特別減税のた
めの臨時措置法案について、大蔵委員会に対し連
合審査会の開会を申し入れることに御異議ござい
ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岩本久人君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

また、地方税法等の一部を改正する法律案につ
いて、大蔵委員会からの連合審査会開会の申し入
れを受諾することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岩本久人君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

なお、連合審査会開会の日時につきましては、
これを委員長に御一任願いたいと存じます。

暫時休憩いたします。

午前十時四十分休憩

午後七時四十分開会

○委員長(岩本久人君) ただいまから地方行政委
員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、関根則之君が委員を辞任され、その補欠
として野沢太三君が選任されました。

○委員長(岩本久人君) 公聴会の開会承認要求に
関する件についてお諮りいたします。

有働正治君から発言を求められております。有
働正治君。

○有働正治君 私は、日本共産党を代表しまし
て、ただいま議題となりました公聴会設定に反対
する立場から、我が党の見解を表明します。

そもそも重要法案の審議の入り口で法案採決の
前提となる公聴会の設定を持ち出すこと自体、論

外の暴挙と言わなければなりません。趣旨説明の
直後の公聴会設定など前例もありません。

税制法案は、主権者である国民への選挙公約に
違反し、国民に増税を強いるものであり、世論
調査でも国民多数が反対しております。今、国会
に求められているのは、徹底的に審議し、国民に
すべての問題を解明することです。

与党側は公聴会設定のいろいろな理由を挙げま
したが、どんなに説明しても二十一日公聴会設定
はしやにむね悪法成立を図るものでしかありませ
ん。マスコミには早くも二十五日本会議採決の報
道さえあります。税制法案をめぐる動きは、税制
特別委員会の設定も拒否したことに見られるよう
に、慎重審議ではなく早期成立を前提として動い
ており、我々はこの異例の公聴会設定もその一部
として見ざるを得ません。

以上の理由から本日の公聴会設定には断固とし
て反対いたします。

○委員長(岩本久人君) 他に発言もないよう
から、それではこれより採決を行います。

本委員会に付託されております地方税法等の一
部を改正する法律案審査のため、来る十一月二十
一日午前十時に公聴会を開会することとし、公述
人の数及び選定はこれを委員長に一任されたいと
存じます。

これに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岩本久人君) 多数と認めます。よつ
て、さよう決定いたしました。

なお、ただいま決定いたしました公聴会につき
ましては、大蔵委員会と連合して開会いたしたい
と存じます。

本日はこれにて散会いたします。

午後七時四十三分散会

十一月四日本委員会に左の案件が付託された。
一、特別地方消費税の撤廃に関する請願(第二
五一号)(第二五二号)(第二五六号)

一、土地税制(住民税)に関する請願(第三三
一三二号)

一、特別地方消費税の撤廃に関する請願(第三
三三二号)

一、土地税制(住民税)に関する請願(第三六八
号)

第二五一号 平成六年十月二十一日受理
特別地方消費税の撤廃に関する請願
請願者 福島県須賀川市宮先町四一 萩原
輝一 外二千七百十名

紹介議員 鈴木 省吾君
この請願の趣旨は、第七二号と同じである。

第二五二号 平成六年十月二十一日受理
特別地方消費税の撤廃に関する請願
請願者 岡山市古京町一ノ二ノ一 水内武
昌 外九百三十名

紹介議員 加藤 紀文君
この請願の趣旨は、第七二号と同じである。

第二五六号 平成六年十月二十一日受理
特別地方消費税の撤廃に関する請願
請願者 奈良市花芝町四 舟戸武史 外
四百三十七名

紹介議員 服部三男雄君
この請願の趣旨は、第七二号と同じである。

第三三一号 平成六年十月二十六日受理
土地税制(住民税)に関する請願
請願者 静岡県浜松市高林一ノ六ノ一五
飯尾憲三

紹介議員 竹山 裕君
この請願の趣旨は、第一八五号と同じである。

第三三二号 平成六年十月二十六日受理
特別地方消費税の撤廃に関する請願
請願者 岡山県英田郡美作町湯郷九〇六ノ
一 安広秀夫 外千二十名

紹介議員 鈴木 省吾君
この請願の趣旨は、第七二号と同じである。

第二五二号 平成六年十月二十一日受理
特別地方消費税の撤廃に関する請願
請願者 岡山市古京町一ノ二ノ一 水内武
昌 外九百三十名

紹介議員 加藤 紀文君
この請願の趣旨は、第七二号と同じである。

第二五六号 平成六年十月二十一日受理
特別地方消費税の撤廃に関する請願
請願者 奈良市花芝町四 舟戸武史 外
四百三十七名

紹介議員 服部三男雄君
この請願の趣旨は、第七二号と同じである。

第三三一号 平成六年十月二十六日受理
土地税制(住民税)に関する請願
請願者 静岡県浜松市高林一ノ六ノ一五
飯尾憲三

紹介議員 竹山 裕君
この請願の趣旨は、第一八五号と同じである。

紹介議員 片山虎之助君
この諸願の趣旨は、第七二号と同じである。

第三六八号 平成六年十月二十七日受理
土地税制(住民税)に関する諸願

請願者 東京都千代田区富士見二ノ二ノ

四 河原将文

紹介議員 小野 清子君

この諸願の趣旨は、第一八五号と同じである。

十一月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、地方税法等の一部を改正する法律案

地方税法等の一部を改正する法律案

地方税法等の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十
六号)の一部を次のように改正する。

第三節

第二款

第三款

第四款

目次中「第三節 不動産取得税」を

第四節

地方消費税

通則(第七十二条の七十七―第七十二条の八
譲渡割(第七十二条の八十六―第七十二条の九
貨物割(第七十二条の百―第七十二条の百十
清算及び交付(第七十二条の百十四―第七十
不動産取得税

十五)

三)

九十九)

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

二

を「第十節 狩猟者登録税」に、「第十節 道府
県法定外普通税」を「第十一節 道府県法定外普
通税」に改める。

第四條第二項中第九号を第十号とし、第三号
から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の
次に次の一号を加える。

三 地方消費税

第十一條の五中「第二号」の下に「に掲げる者
は同号に規定する貸付けに係る財産(取得財産
を含む。)を限度として、第三号」を加え、「第三
号」を「第四号」に改め、同条中第三号を第四号
とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の
一号を加える。

二 第七十二条の七十九の規定により課され
た地方消費税の譲渡割(消費税法(昭和六十
三年法律第八十号)第二条第一項第八号に
規定する貸付けに係る部分に限る。)に係
る地方団体の徴収金 その地方消費税の譲
渡割の賦課の基因となつた当該貸付けを法
律上行つたとみられる者

第十四條の九第二項中第三号を第四号とし、
第二号の次に次の一号を加える。

三 消費税の課税に基いて課する地方消費
税 当該消費税の国税徴収法第十五條第一
項に規定する法定納期限等

第十六條の四第十二項中又は法人税を「
法人税又は消費税」に、「又は当該所得税」を「
当該所得税」に改め、「事業税の下に」又は当該
消費税の課税に基いて課する地方消費税を
加える。

第十七條の四第一項第一号中「若しくは第七
十二條の三十三第三項」を「第七十二條の三十
三第三項」に改め、「修正申告書」の下に「若しく
は第七十二條の八十九第三項の規定による申告
書(消費税に係る更正又は決定により納付すべ
き消費税額を課税標準として算定した地方消費
税の譲渡割額に係るものに限る。)」を加える。
第十七條の六第二項中「又は事業税」を「事
業税」に改め、「ものを除く。」の下に「又は地方

消費税」を、「当該事業税」の下に「若しくは地方
消費税」を加え、「又は法人税」を「法人税又は
消費税」に改める。

第十九條の九第二項中「次の各号に」を「次に」
に、「又は所得税」を「所得税」に、「課税標準に
ついて」を「課税標準又は消費税額について」に
改め、同項に次の一号を加える。

四 消費税の課税に基いて課する地方消費
税に係る更正、決定又は賦課決定

第二十三條第一項第七号及び第八号中「三十
五万円」を「三十八万円」に改める。

第三十二條第四項第一号イ中「八十万円」を
「八十六万円」に改め、同号ロ中「四十七万円」を
「五十五万円」に改める。

第三十四條第一項第十号中「三十一万円」を
「三十三万円」に、「三十六万円」を「三十八万円」
に改め、同項第十号の二中「を有する」を「で前
年の合計所得金額が七十六万円未満であるもの
を有する」に改め、同号イ(1)を削り、同号イ(2)中
「五万円以上」を削り、「三十万円」を「三十三万
円」に改め、同号イ(2)を同号イ(1)とし、同号イ(3)
中「三十万円」を「三十三万円」に改め、「の金額
が」の下に「三十三万円未満であり、かつ、」を加
え、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ロ(1)中「四十
万円」を「四十五万円」に、「三十一万円」を「三十
三万円」に改め、同号ロ(2)及び(3)を次のように
改める。

(2) 前年の合計所得金額が四十五万円以
上七十五万円未満である者 三十八万
円からその者の前年の合計所得金額の
うち三十八万円を超える部分の金額
(当該超える部分の金額が五万円の整
数倍の金額から三万円を控除した金額
でないときは、五万円の整数倍の金額
から三万円を控除した金額で当該超え
る部分の金額に満たないもののうち最
も多い金額とする。)を控除した金額
(3) 前年の合計所得金額が七十五万円以
上である者 三万円

第三十四條第一項第十一号中「三十一万円」を
「三十三万円」に、「三十九万円」を「四十一万円」
に、「三十六万円」を「三十八万円」に改め、同条
第二項中「三十一万円」を「三十三万円」に改め、
同条第四項中「五十二万円」を「五十四万円」に、
「五十七万円」を「五十九万円」に、「六十万円」を
「六十二万円」に改め、同条第五項中「四十三万
円」を「四十五万円」に、「六十四万円」を「六十六
万円」に改める。

第三十五條第一項及び第五十條の四の表中
「五百五十万円」を「七百万円」に改める。

第二章中第十節を第十一節とし、第三節から
第九節までを一節ずつ繰り下げ、第二節の次に
次の一節を加える。

第三節 地方消費税

第一款 通則

(地方消費税に関する用語の意義)

第七十二条の七十七 地方消費税について、次
の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該
各号に定めるところによる。

一 事業者 個人事業者(事業を行う個人を
いう。次条第二項において同じ。)及び法人
をいう。

二 譲渡割 消費税法第四十五條第一項第四
号に掲げる消費税額を課税標準として課す
る地方消費税をいう。

三 貨物割 消費税法第四十七條第一項第二
号に掲げる課税標準額に対する消費税額又
は同法第五十條第二項の規定により徴収す
べき消費税額(消費税に係る延滞税の額を
含まないものとする。)を課税標準として
課する地方消費税をいう。

(地方消費税の納税義務者等)

第七十二条の七十八 地方消費税は、事業者の
行つた消費税法第二條第一項第九号に規定す
る課税資産の譲渡等(同法その他の法律又は
条約の規定により消費税を課さないこととさ
れるもの及び免除されるものを除く。以下本
節において「課税資産の譲渡等」という。)に

つては、当該事業者(同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)に対し、次項に規定する道府県が譲渡割によつて、同法第二条第一項第十一号に規定する課税貨物(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律昭和三十年法律第三十七号)その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるものを除く。)については、当該課税貨物を消費税法第二条第一項第二号に規定する保税地域から引き取る者に対し、当該保税地域所在の道府県が貨物割によつて課する。

2 譲渡割を課する道府県は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める場所の所在する道府県とする。

一 国内に住所を有する個人事業者 その住所

二 国内に住所を有せず、居所を有する個人事業者 その居所

三 国内に住所及び居所を有しない個人事業者で、国内にその行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの(以下本号及び第六号において「事務所等」という。)を有する個人事業者 その事務所等の所在地(その事務所等が二以上ある場合には、主たるものの所在地)

四 前三号に掲げる個人事業者以外の個人事業者 政令で定める場所

五 国内に本店又は主たる事務所を有する法人(次号において「内国法人」という。)その本店又は主たる事務所の所在地

六 内国法人以外の法人で国内に事務所等を有する法人 その事務所等の所在地(その事務所等が二以上ある場合には、主たるものの所在地)

七 前二号に掲げる法人以外の法人 政令で定める場所

3 前項各号(第四号及び第七号を除く。)に定

める場所は、それぞれ同項の譲渡割の課税標準である消費税額の算定に係る課税期間(消費税法第十九条に規定する課税期間をいう。以下本節において同じ。)の開始の日現在における場所による。

4 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下地方消費税について「人格のない社団等」という。)は、法人とみなして、本節の規定を適用する。

5 消費税法第六十条第一項の規定により一の法人が行う事業とみなされる国若しくは地方公共団体が一般会計に係る業務として行う事業又は国若しくは地方公共団体が特別会計を設けて行う事業は、当該一般会計又は特別会計ごとに一の法人が行う事業とみなして、本節の規定を適用する。

6 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第八条第一項の規定に基づき税関長が消費税を徴収する場合その他消費税に関する法律の規定で政令で定めるものに基づき税務署長又は税関長が消費税を徴収する場合には、当該税務署長の所属する税務署又は当該税関長の所属する税関所在の道府県が、当該消費税を納付すべき者に対し、当該徴収すべき消費税額を課税標準として、地方消費税を課するものとし、税務署長が消費税を徴収する場合に課すべき地方消費税にあつては譲渡割に、税関長が消費税を徴収する場合に課すべき地方消費税にあつては貨物割に含まれるものとして、本節(第一項から第三項まで及び本項を除く。)の規定を適用する。この場合において、譲渡割に含まれるものとされる地方消費税の徴収については、普通徴収の方法によるものとする。

7 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第五条第一項の規定に基づき外国貨物の保税地域からの引取りとみなす場合その他消費税に関する法律の規定で政令で定めるものに基づき外国貨物の保税地域からの引取り

とみなして消費税法の規定を適用する場合に、当該外国貨物の引取りを第一項に規定する課税貨物の引取りとみなして、本節の規定を適用する。この場合において、同項中「当該保税地域所在の道府県」とあるのは、「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第五条第一項の規定その他第七項に規定する政令で定める法律の規定に基づいて適用される消費税法の規定により課される消費税に係る税関長の所属する税関所在の道府県」とする。

8 前二項の規定による本節の規定の適用に關し必要な技術的説替えその他必要な事項は、政令で定める。

(課税資産の譲渡等を行う者が名義人である場合における譲渡割の納税義務者)

第七十二条の七十九 法律上課税資産の譲渡等を行つたとみられる者が単なる名義人であつて、その課税資産の譲渡等に係る対価を享受せず、その者以外の者がその課税資産の譲渡等に係る対価を享受する場合には、当該課税資産の譲渡等は、当該対価を享受する者が行つたものとして、本節の規定を適用する。

(譲渡割と信託財産)

第七十二条の八十 信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者がその信託財産を有するものとみなして、本節の規定を適用する。ただし、合同運用信託、証券投資信託、法人税法第三十七条第五項に規定する特定公益信託又は同法第八十四条第一項に規定する適格退職年金契約、厚生年金基金契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約若しくは国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法第二百八条第三項若しくはは第百三十七条の十五第四項に規定する契約に係る信託の信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等については、この限りでない。

一 受益者が特定している場合 その受益者

二 受益者が特定していない場合又は存在していない場合 その信託財産に係る信託の委託者

2 前項の合同運用信託とは、信託会社(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。)が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいい、前項の証券投資信託とは、証券投資信託法第二条第一項に規定する証券投資信託(同法第二条の二に規定する信託を含む。)及びこれらに類する外国の信託をいう。

3 第一項の場合において、受益者が特定しているかどうか又は存在しているかどうかの判定は、同項に規定する信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等が行われた時の現況による。

(地方消費税の課税免除の特例)

第七十二条の八十一 第六条及び第七条の規定は、地方消費税については適用しない。

(地方消費税の課税標準額の端数計算の特例)

第七十二条の八十二 地方消費税については、第七十二条の四の二第一項の規定にかかわらず、消費税額を課税標準額とする。

(地方消費税の税率)

第七十二条の八十三 地方消費税の税率は、百分の二十五とする。

(譲渡割に係る徴税吏員の質問検査権)

第七十二条の八十四 道府県の徴税吏員は、譲渡割の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一 納税義務者、納税義務があると認められる者又は第七十二条の八十八第二項の規定による申告書を提出した者

二 前号に掲げる者に金銭の支払若しくは課税資産の譲渡等をする義務があると認めら

れる者又は同号に掲げる者から金銭の支払若しくは課税資産の譲渡等を受ける権利があると認められる者

2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(譲渡割に係る検査拒否等に関する罪)

第七十二条の八十五 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを提示した者

三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2 法人の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。第七十二条の九十一第二項、第七十二条の九十二第二項、第七十二条の九十五第三項、第七十二条の百二第二項及び第七十二条の百九第三項において同じ。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二款 譲渡割

(譲渡割の徴収の方法)

第七十二条の八十六 譲渡割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない

い。
(譲渡割の中間申告納付)
第七十二条の八十七 消費税法第四十二条第一項(同法第四十三条第一項の規定が適用される場合を含む。)の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある事業者(同法第五十九条の規定により当該義務を承継した相続人(以下第七十二条の八十九までにおいて「承継相続人」という。)を含む。)は、当該申告書の提出期限までに、同法第四十二条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出する場合にあつては、同項第四号に掲げる金額、当該金額に百分の二十五を乗じて得た金額その他の必要な事項を記載した申告書を第七十二条の七十八第二項各号に掲げる事業者の道府県(以下本条及び次条において「譲渡割課税道府県」という。)の知事に提出し、及びその申告した金額に相当する譲渡割を当該譲渡割課税道府県に納付しなければならない。

この場合において、当該事業者が当該申告書を当該提出期限までに提出しなかつたときは、第一項後段の規定を準用する。

3 消費税法第四十二条第六項(同法第四十三条第一項の規定が適用される場合を含む。)の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある事業者(承継相続人を含む。)は、当該申告書の提出期限までに、同法第四十二条第六項第一号に掲げる金額(同法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出する場合にあつては、同項第四号に掲げる金額)、当該金額に百分の二十五を乗じて得た金額その他の必要な事項を記載した申告書を譲渡割課税道府県の知事に提出し、及びその申告した金額に相当する譲渡割を当該譲渡割課税道府県に納付しなければならない。

この場合において、当該事業者が当該申告書を当該提出期限までに提出しなかつたときは、第一項後段の規定を準用する。

4 消費税法第四十二条第八項(同法第四十三条第一項の規定が適用される場合を含む。)の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある事業者(承継相続人を含む。)は、当該申告書の提出期限までに、同法第四十二条第八項第一号に掲げる金額(同法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出する場合にあつては、同項第四号に掲げる金額)、当該金額に百分の二十五を乗じて得た金額その他の必要な事項を記載した申告書を譲渡割課税道府県の知事に提出し、及びその申告した金額に相当する譲渡割を当該譲渡割課税道府県に納付しなければならない。

この場合において、当該事業者が当該申告書を当該提出期限までに提出しなかつたときは、第一項後段の規定を準用する。

2 消費税法第四十二条第四項(同法第四十三条第一項の規定が適用される場合を含む。)の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある事業者(承継相続人を含む。)は、当該申告書の提出期限までに、同法第四十二条第四項第一号に掲げる金額(同法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出する場合にあつては、同項第四号に掲

げる金額)、当該金額に百分の二十五を乗じて得た金額その他の必要な事項を記載した申告書を譲渡割課税道府県の知事に提出し、及びその申告した金額に相当する譲渡割を当該譲渡割課税道府県に納付しなければならない。

この場合において、当該事業者が当該申告書を当該提出期限までに提出しなかつたときは、前項後段の規定を準用する。

3 消費税法第四十二条第六項(同法第四十三条第一項の規定が適用される場合を含む。)の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある事業者(承継相続人を含む。)は、当該申告書の提出期限までに、同法第四十二条第六項第一号に掲げる金額(同法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出する場合にあつては、同項第四号に掲げる金額)、当該金額に百分の二十五を乗じて得た金額その他の必要な事項を記載した申告書を譲渡割課税道府県の知事に提出し、及びその申告した金額に相当する譲渡割を当該譲渡割課税道府県に納付しなければならない。

この場合において、当該事業者が当該申告書を当該提出期限までに提出しなかつたときは、第一項後段の規定を準用する。

は、第一項後段の規定を準用する。
(譲渡割の確定申告納付)
第七十二条の八十八 消費税法第四十五条第一項の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある事業者(承継相続人を含む。)は、当該申告書に記載すべき同項第四号に掲げる消費税額がある者に限る。は、当該申告書の提出期限までに、当該消費税額、これを課税標準として算定した譲渡割額その他の必要な事項を記載した申告書を譲渡割課税道府県の知事に提出し、及びその申告に係る譲渡割額を当該譲渡割課税道府県に納付しなければならない。

この場合において、当該事業者のうち前条各項の規定により譲渡割を納付すべき者が納付すべき譲渡割額は、当該事業者が当該申告書に記載した譲渡割額から当該申告書に係る課税期間につき同条各項の規定により納付すべき譲渡割の額(その額につき次条第二項若しくは第三項の規定による申告書の提出又は第七十二条の九十三第二項若しくは第四項の規定による更正があつた場合には、その申告又は更正後の譲渡割の額(第三項並びに第七十二条の九十三第二項及び第四項において「譲渡割の中間納付額」という。)を控除した額とする。

2 消費税法第五十二条第一項の規定により消費税の還付を受ける事業者(承継相続人を含む。)は、同項の不足額、当該不足額に百分の二十五を乗じて得た金額その他の必要な事項を記載した申告書を譲渡割課税道府県の知事に提出することができる。この場合において、当該譲渡割課税道府県は、政令で定めるところにより、当該申告書を提出した者に対し、当該金額に相当する譲渡割額を還付し、又はその者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

3 第一項の場合において、事業者が同項の規定により提出する申告書に係る消費税額に基づいて算定した譲渡割額が、当該譲渡割額に

係る譲渡割の中間納付額に満たないとき若しくはないとき、又は前項の場合において、同項の規定による申告書に係る課税期間において譲渡割の中間納付額があるときその他政令で定めるときは、譲渡割課税道府県は、政令で定めるところにより、その満たない金額に相当する譲渡割の中間納付額若しくは譲渡割の中間納付額の全額を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

(譲渡割の期限後申告及び修正申告納付)

第七十二条の八十九 前条第一項の規定により申告書を提出すべき事業者は、当該申告書の提出期限後においても、第七十二条の九十三第五項の規定による決定の通知があるまでは、前条第一項の規定により申告書を提出し、及びその申告に係る譲渡割額を納付することができる。

2 第七十二条の八十七各項、前条第一項若しくは第二項若しくは前項若しくは本項の規定により申告書を提出した事業者(承継相続人を含む。以下本項において同じ。)又は第七十二条の九十三の規定による更正若しくは決定を受けた事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、次項に該当する場合を除くほか、遅滞なく、自治省令で定める様式により、当該申告書を提出し又は当該更正若しくは決定をした道府県知事に、当該申告書に記載し又は当該更正若しくは決定に係る通知書に記載された譲渡割額又は譲渡割に係る還付金の額を修正する申告書を提出し、及びその申告により増加した譲渡割額(第二号の場合にあつては、その申告により減少した還付金の額に相当する譲渡割額)を納付しなければならない。

一 先の申告書の提出により納付すべきものとしてこれに記載し、又は当該更正若しくは決定により納付すべきものとして当該更正若しくは決定に係る通知書に記載された譲渡割額に不足額があるとき。

二 先の申告書に記載し、又は当該更正若しくは決定に係る通知書に記載された譲渡割額に係る還付金の額に相当する税額が過大であるとき。

三 先の申告書に納付すべき譲渡割額を記載しなかつた場合又は納付すべき譲渡割額がない旨の更正を受けた場合において、その納付すべき譲渡割額があるとき。

3 前条第一項又は第二項の事業者が消費税に係る修正申告書の提出又は消費税に係る更正若しくは決定の通知により前項各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該事業者は、当該修正申告又は当該更正若しくは決定により納付すべき税額を納付すべき日までに、同項の規定により申告納付しななければならない。

(更正の請求の特例)

第七十二条の九十 第七十二条の八十八第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の申告書を提出した事業者は、当該申告書に係る譲渡割額の算定の基礎となつた消費税の額又は第七十二条の八十八第二項の不足額に相当する還付金の額について税務官署の更正を受けたことに伴い当該申告書に係る譲渡割額が過大となる場合又は譲渡割に係る還付金の額が過小となる場合には、税務官署が当該更正の通知をした日から二月以内に限り、自治省令で定めるところにより、道府県知事に對し、当該譲渡割額又は譲渡割に係る還付金の額につき、第二十条の九の三第一項の規定による更正の請求をすることができる。

(譲渡割に係る虚偽の中間申告に関する罪)

第七十二条の九十一 第七十二条の八十七各項の規定による申告書で消費税法第四十三条第一項第四号に掲げる金額を記載したものに虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は

人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(譲渡割に係る故意不申告の罪)

第七十二条の九十二 正当な理由がなく第七十二条の八十八第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(譲渡割の更正及び決定等)

第七十二条の九十三 道府県知事は、第七十二条の八十八第一項若しくは第二項の規定による申告書又は第七十二条の八十九各項の規定による申告書(第七十二条の八十七各項の規定による申告書に係るものを除く。)の提出があつた場合において、当該申告に係る消費税額若しくはこれを課税標準として算定した譲渡割額がその調査により、消費税に関する法律の規定により申告し、修正申告し、更正

され、若しくは決定された消費税額(以下本項において「確定消費税額」という。)若しくはこれを課税標準として算定すべき譲渡割額と異なることを発見したとき、又は当該申告に係る譲渡割に係る還付金の額がその調査したところと異なることを発見したときは、当該申告に係る確定消費税額若しくはこれを課税標準として算定した譲渡割額(第三項及び第四項において「譲渡割額等」という。)又は譲渡割に係る還付金の額を更正するものとする。

2 道府県知事は、第七十二条の八十七各項の規定による申告書又は当該申告書に係る第七十二条の八十九各項の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告に係る譲渡割の中間納付額がその調査したところと異なることを発見したときは、当該譲渡割の中間納付額を更正するものとする。

3 道府県知事は、納税者が第七十二条の八十八第一項の規定による申告書を提出しなかつた場合においては、その調査により申告すべき譲渡割額等を決定するものとする。

4 道府県知事は、第一項、第二項若しくは本項の規定による更正又は前項の規定による決定をした場合において、当該更正又は決定をした譲渡割額等、譲渡割に係る還付金の額又は譲渡割の中間納付額がその調査したところと異なることを発見したときは、当該譲渡割額等、譲渡割に係る還付金の額又は譲渡割の中間納付額を更正するものとする。

5 道府県知事は、前各項の規定により更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

6 道府県の徴税吏員は、第一項、第二項若しくは第四項の規定による更正又は第三項の規定による決定があつた場合において、不足税額(更正による不足税額又は決定による税額をいい、譲渡割に係る還付金の額に相当する税額が過大であつたことによる納付すべき額

を含むことがあるときは、前項の規定による通知をした日から一月を経過した日を納期限としてこれを徴収しなければならない。

(課税資産の譲渡等に係る消費税に関する書類の供覧等)

第七十二条の九十四 道府県知事が譲渡割の賦課徴収について、政府に対し、課税資産の譲渡等に係る消費税の納税義務者が政府に提出した申告書又は政府がした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合においては、政府は、関係書類を道府県知事又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

2 政府は、課税資産の譲渡等に係る消費税に係る更正又は決定の通知をした場合においては、遅滞なく、当該更正又は決定に係る課税資産の譲渡等の対価の額及び消費税額を当該更正又は決定に係る消費税額の算定に係る課税期間の開始の日現在における第七十二条の八十七第一項に規定する譲渡割課税道府県の知事に通知しなければならない。

(譲渡割の脱税に関する罪)

第七十二条の九十五 偽りその他不正の行為によつて、譲渡割の全部若しくは一部を免れ、又は第七十二条の八十八第二項若しくは第三項の規定による還付を受けた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた税額又は還付を受けた金額が五百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五百万円を超える額でその免れた税額又は還付を受けた金額に相当する額以下の額とすることができる。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、本条の罰金刑

を科する。

4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

5 人格のない社団等について第三項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(譲渡割に係る犯罪事件に関する国税犯則取締法の準用)

第七十二条の九十六 譲渡割に関する犯罪事件については、国税犯則取締法の規定同法第十九条ノ二及び第二十二條の規定を除くを準用する。

第七十二条の九十七 前条の場合において、国税局長の職務は道府県知事が、税務署長の職務は道府県知事又は当該道府県の条例で設置する支庁、地方事務所若しくは税務に関する事務所の長がそれぞれ行い、国税局又は税務署の収税官吏の職務は道府県知事がその職務を指定する道府県の徴税吏員が行うものとする。この場合において、道府県知事は、譲渡割に関する犯罪事件が道府県知事を除く税務署長の職務を行う者がその職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

第七十二条の九十八 第七十二条の九十六の場合において、収税官吏の職務を行う者は、その所属する道府県の区域外においても譲渡割に関する犯罪事件の調査を行うことができる。

第七十二条の九十九 第七十二条の九十六の場合において、譲渡割に関する犯罪事件は、間接国税以外の国税に関する犯罪事件とする。

第三款 貨物割
(貨物割の賦課徴収等)

第七十二条の百 貨物割の賦課徴収は、第七十二条の百七の規定を除くほか、前章第二節から第十四節までの規定にかかわらず、国が、消費税の賦課徴収の例により、消費税の賦課徴収と併せて行うものとする。

2 貨物割に係る延滞税その賦課徴収について消費税の例によることとされる貨物割について納付される延滞税をいう。第七十二条の百六において同じ。は、貨物割として、本款の規定を適用する。

(貨物割の申告)
第七十二条の百一 消費税法第四十七条第一項の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある者は、前章第二節から第十四節までの規定にかかわらず、当該申告書に記載すべき同項第二号に掲げる課税標準額に対する消費税額、これを課税標準額として算定した貨物割額その他必要な事項を記載した申告書を、消費税の申告の例により、消費税の申告と併せて、税関長に提出しなければならない。

(貨物割に係る故意不申告の罪)
第七十二条の百二 正当な理由がなくて前条の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(貨物割の納付等)

第七十二条の百三 貨物割の納税義務者は、前章第二節から第十四節までの規定にかかわらず、貨物割を、消費税の納付の例により、消費税の納付と併せて国に納付しなければならない。

2 貨物割及び消費税の納付があつた場合においては、その納付額を第七十二条の百又は第七十二条の百一の規定により併せて賦課され又は申告された貨物割及び消費税の額にあん分した額に相当する貨物割及び消費税の納付があつたものとする。

3 国は、貨物割の納付があつた場合においては、当該納付があつた月の翌々月の末日までに、政令で定めるところにより、貨物割として納付された額を当該貨物割に係る第七十二条の七十八第一項の保税地域所在の道府県(同条第六項又は第七項の規定の適用がある場合にあつては、当該税関長の所属する税関所在の道府県)に払い込むものとする。

(貨物割の還付等)
第七十二条の百四 国は、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の規定により消費税の全部又は一部に相当する金額を還付する場合においては、消費税の還付の例により、前条第一項の規定により当該消費税と併せて納付された貨物割の全部又は一部に相当する金額を還付しなければならない。この場合においては、当該還付すべき消費税に係る還付金に相当する額に百分の二十五を乗じて得た額を還付するものとする。

2 国は、貨物割に係る過誤納金があるときは、前章第二節から第十四節までの規定にかかわらず、消費税に係る過誤納金の還付の例により、遅滞なく、金銭で還付しなければならない。

3 前二項の規定による貨物割に係る還付金又は過誤納金(過誤納金に加算すべき還付加算金を含む。以下本項、次条及び第七十二条の

百七において「還付金等」という。の還付は、消費税に係る還付金等の還付と併せて行わなければならない。

(貨物割に係る還付金等の道府県への払込額からの控除等)

第七十二条の百五 国は、前条の規定により貨物割に係る還付金等を還付した場合に、当該還付金等に相当する額を、当該貨物割に係る第七十二条の百三第三項に規定する道府県に同項の規定により払い込む貨物割として納付された額で当該還付金等を還付した日の属する月に納付されたものの総額から控除するものとする。

2 貨物割として納付された額の総額から前項の規定によりその相当額が控除された還付金等について返納があつた場合その他政令で定める事由が生じた場合には、当該返納があつた額その他政令で定める額に相当する額を、第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込む貨物割として納付された額で当該返納があつた又は政令で定める事由が生じた日の属する月に納付されたものの総額に加算するものとする。

3 第一項の規定による控除すべき還付金等に相当する額が、当該還付金等を還付した日の属する月に貨物割として納付された額の総額(同月に前項の規定による加算すべき額がある場合にあっては、これを加算した額)を超える場合には、当該超える額に相当する還付金等をその翌月に還付したものとみなして、第一項の規定を適用する。

(貨物割に係る延滞税等の計算)

第七十二条の百六 貨物割に係る延滞税及び消費税に係る延滞税並びにこれらの延滞税の免除に係る金額(以下本条において「延滞税等」という。)の計算については、貨物割及び消費税の合算額によつて行い、算出された延滞税等をその計算の基礎となつた貨物割及び消費税の額にあん分した額に相当する金額を貨物

割又は消費税に係る延滞税等の額とする。

2 貨物割及び消費税に係る還付加算金の計算については、貨物割及び消費税に係る過誤納金の合算額によつて行い、算出された還付加算金をその計算の基礎となつた貨物割及び消費税に係る過誤納金の額にあん分した額に相当する金額を貨物割又は消費税に係る還付加算金の額とする。

3 前二項の規定により貨物割及び消費税に係る延滞税等及び還付加算金の計算をする場合の端数計算は、貨物割及び消費税を一の税とみなしてこれを行う。

(貨物割に係る充当等の特例)

第七十二条の百七 国税通則法第五十七条の規定は、次の各号のいずれかに該当する還付金等については適用しない。

一 第七十二条の百の規定により併せて更正され若しくは決定され若しくは第七十二条の百一の規定により併せて申告され又は第七十二条の百三の規定により併せて納付された貨物割及び消費税に係る還付金等の還付を受けるべき者につき納付すべきこととなつてゐる国税がある場合における当該還付金等

二 国税に係る還付金等(前号に該当するものを除く。)の還付を受けるべき者につき第七十二条の百又は第七十二条の百一の規定により併せて賦課され又は申告された貨物割及び消費税で納付すべきこととなつてゐるもの(次項及び第三項において「未納貨物割等」という。)がある場合における当該還付金等

2 前項第一号に規定する場合にあつては、同号の還付金等の還付を受けるべき者は、当該還付をすべき税関長に対し、当該還付金等(未納貨物割等又は納付すべきこととなつてゐるその他の国税に係る金額に相当する額を限度とする。)により未納貨物割等又は納付すべきこととなつてゐるその他の国税を納付

することを委託したものとみなす。

3 第一項第二号に規定する場合にあつては、同号の還付金等の還付を受けるべき者は、当該還付をすべき税関長に対し、当該還付金等(未納貨物割等に係る金額に相当する額を限度とする。)により未納貨物割等を納付することを委託したものとみなす。

4 前二項の規定が適用される場合には、これらの規定の委託をするのに適することとなつた時として政令で定める時に、その委託納付に相当する額の還付及び納付があつたものとみなす。

5 第二項又は第三項の規定が適用される場合には、これらの規定による納付をした税関長は、遅滞なく、その旨をこれらの規定により委託したものと同みなされた者に通知しなければならない。

(貨物割に係る処分に関する不服審査等の特例)

第七十二条の百八 第七十二条の百第一項の規定により税関長が消費税の賦課徴収の例により消費税と併せて賦課徴収を行う貨物割に関する処分は、不服申立て及び訴訟については、国税に関する法律に基づく処分とみなして、国税通則法第八章の規定を適用する。この場合において、同法第五十五条第二項中「処分に係る国税」とあるのは「処分に係る国税若しくは地方消費税の貨物割」と、同条第三項中「処分に係る国税」とあるのは「処分に係る国税又は地方消費税の貨物割」と、同条第四項中「処分に係る国税」とあるのは「処分に係る国税又は地方消費税の貨物割」と、当該国税とあるのは「当該国税若しくは地方消費税の貨物割」と、同条第五項中「処分に係る国税」とあるのは「処分に係る国税又は地方消費税の貨物割」と、同条第六項中「処分に係る国税」とあるのは「処分に係る国税若しくは地方消費税の貨物割」とする。

2 前項の規定により国税に関する法律に基づ

く処分とみなされた処分に係る貨物割又は消費税に係る国税通則法第五十八条第一項第一号イに規定する更正決定等(以下本項において「更正決定等」という。)について不服申立てがされてゐる場合において、当該貨物割又は消費税と納税義務者が同一である他の消費税又は貨物割についてされた更正決定等があるときは、同法第九十条第一項若しくは第二項、第一百四十二条又は第一百五十一条第二号の規定の適用については、当該他の消費税又は貨物割についてされた更正決定等は、当該貨物割又は消費税の同法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等とみなす。

(貨物割の脱税に関する罪)

第七十二条の百九 偽りその他不正の行為によつて貨物割の全部又は一部を免れ、又は免れようとした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れ、又は免れようとした税額が五百万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五百万円を超える額でその免れ、又は免れようとした税額に相当する額以下の額とすることができ。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、本条の罰金刑を科する。

4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

5 人格のない社団等について第三項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない

社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十二条の百十 偽りその他不正の行為によつて第七十二条の百四第一項の規定による還付を受けた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の還付を受けた金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超え当該相当額の三倍以下の額とすることができる。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、本条の罰金刑を科する。

4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(貨物割に係る犯則取締りの特例)

第七十二条の百十一 貨物割に関する犯則事件については、税関長又は税関職員を国税局長若しくは税務署長又は税関官吏とみなして、国税犯則取締法の規定(同法第十一條及び第十二条第一項の規定を除く。)を適用する。

2 国税犯則取締法第十一條第五項の規定は、前項の犯則事件を国税庁、国税局又は税務署の税関官吏及び税関職員が発見した場合について準用する。この場合において、同条第五項中「所轄税務署ノ税関官吏」とあるのは、「所轄税務署ノ税関官吏(税関職員が最初ニ発見シタルトキハ当該発見地又ハ犯則物件ノ輸入地所轄税関ノ税関職員)」と読み替へるものとする。

(税関職員が最初ニ発見シタルトキハ当該発見地又ハ犯則物件ノ輸入地所轄税関ノ税関職員)」と読み替へるものとする。

3 第一項の場合において、貨物割に関する犯則事件は、間接国税に関する犯則事件とする。

(貨物割の賦課徴収又は申告納付に関する報告等)

第七十二条の百十二 税関長は、政令で定めるところにより、道府県知事に対し、貨物割の申告の件数、貨物割額、貨物割に係る滞納の状況その他必要な事項を報告するものとする。

2 道府県知事は、税関長に対し、必要があると認める事項を示して、当該税関長に係る貨物割の賦課徴収又は申告納付に関する事項について、これらに関する書類を閲覧し、又は記録することを請求することができる。この場合において、当該請求に理由があると認めるときは、税関長は、関係書類を道府県知事又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

3 税関長は、貨物割の賦課徴収を行うため必要があるときは、道府県知事及び市町村長に対し、当該事務に関し参考となるべき資料又は情報の提供その他の協力を求めることができる。

(貨物割に係る徴収取扱費の支払)

第七十二条の百十三 道府県は、国が貨物割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、政令で定めるところにより、徴収取扱費を国に支払わなければならない。

2 国は、政令で定めるところにより、前項の徴収取扱費の算定に関し必要な事項を道府県知事に通知しなければならない。

3 道府県知事は、前項の規定による通知があつた場合においては、その通知があつた日から

三十日以内に、第一項の徴収取扱費を支払うものとする。

第四款 清算及び交付

(地方消費税の清算)

第七十二条の百十四 道府県は、当該道府県に納付された譲渡割額に相当する額及び第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額に相当する額から前条第一項の規定により国に支払つた金額に相当する額を減額した額を、政令で定めるところにより、各道府県ごとの消費に相当する額に充てあふし、当該あふした額のうち他の道府県に係る額を他の道府県に対し、それぞれ支払うものとする。

2 前項の規定により他の道府県に支払うべき金額と同項の規定により他の道府県から支払を受けるべき金額は、関係道府県間で、それぞれ相殺するものとする。

3 第一項の各道府県ごとの消費に相当する額とは、各道府県ごとに、当該道府県の小売年間販売額(統計法(昭和二十二年法律第十八号)第二条に規定する指定統計である商業統計の最近に公表された結果に基づき自治省令で定める額をいう。)と当該道府県の当該小売年間販売額に相当する消費以外の消費に相当する額(消費に連する指標で政令で定めるものを基準として政令で定めるところにより算定した額をいう。)とを合計して得た額をいう。

4 前三項に定めるもののほか、これらの規定の実施のための手続その他その執行のために必要な事項は、自治省令で定める。

(地方消費税の市町村に対する交付)

第七十二条の百十五 道府県は、当該道府県に納付された譲渡割額に相当する額及び第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額に相当する額から第七十二条の百三第一項の規定により国に支

払つた金額に相当する額を減額した額に、前条の規定により他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同条の規定により他の道府県に支払つた金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の一に相当する額を、政令で定めるところにより、当該道府県内の市町村に対し、官報で公示された最近の国勢調査の結果による各市町村の人口及び統計法第二条に規定する指定統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村の従業者数にあふ分して交付するものとする。

2 前項の場合においては、市町村に対して交付すべき額の二分の一の額を同項の人口で、他の二分の一の額を同項の従業者数であふ分するものとする。

(政令への委任)

第七十二条の百十六 第七十二条の七十八から前条までに定めるもののほか、本節の規定の実施のための手続その他その施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第二百九十二条第一項第七号及び第八号中「三十五万円を二十八万円」に改める。

第三百三十三条第四項第一号イ中「八十万円」を「八十六万円」に改め、同号ロ中「四十七万円」を「五十万円」に改める。

第三百三十四条の二第一項第十号中「三十一万円」を「三十三万円」に、「三十六万円」を「三十八万円」に改め、同項第十号の二中「を有する」を「で前年の合計所得金額が七十六万円未満であるものを有する」に改め、同号イ(1)を削り、同号イ(2)中「五万円以上」を削り、「三十万円」を「三十三万円」に改め、同号イ(2)を同号イ(1)とし、同号イ(3)中「三十万円」を「三十三万円」に改め、「の金額が」の下に「三十三万円未満であり、かつ、」を加え、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ロ(1)中「四十万円」を「四十五万円」に、「三十一万円」を「三十三万円」に改め、同号ロ(2)及び(3)を

相當する額が、当該還付金等を選付した日の属する月に譲渡割として納付された額の総額（同月に前項の規定による加算すべき額がある場合にあっては、これを加算した額）を超える場合で、同月に第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額があるときは、当該超える額を同月に当該貨物割として納付された額の総額から控除するものとする。この場合において、控除しきれなかった額があるとき

は、当該控除しきれなかつた額に相当する還付金等をその翌月に還付したものとみなして、第一項の規定を適用する。

4 第一項の規定により控除すべき還付金等に相当する額が、当該還付金等を還付した日の属する月に譲渡割として納付された額の総額（同月に第二項の規定による加算すべき額がある場合にあっては、これを加算した額）を超える場合で、同月に第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額がないときは、当該超える額に相当する還付金等をその翌月に還付したものとみなして、第一項の規定を適用する。

5 その月に附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額（第一項又は第二項の規定による控除し、又は加算すべき額がある場合にあっては、当該控除又は加算をした後の額）がある場合（同月に第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額がある場合を除く。）における第七十二条の百五第三項の規定の適用については、同項中「当該超える額に相当する還付金等」とあるのは、「当該超える額を、同月に附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額から控除するものとする。この場合において、控除しきれなかつた額があるときは、当該控除しきれなかつた額に相当する還付金等」とする。

（譲渡割に係る延滞税等の計算の特例）

第九条の九 譲渡割に係る延滞税及び加算税並びに消費税に係る延滞税及び加算税並びにこれらの延滞税の免除に係る金額（以下本条において「延滞税等」という。）の計算については、譲渡割及び消費税の合算額によつて行い、算出された延滞税等をその計算の基礎となつた譲渡割及び消費税の額にあん分した額に相当する金額を譲渡割又は消費税に係る延滞税等の額とする。

2 譲渡割及び消費税に係る還付加算金の計算については、譲渡割及び消費税に係る還付金又は過誤納金の合算額によつて行い、算出された還付加算金をその計算の基礎となつた譲渡割及び消費税に係る還付金又は過誤納金の額にあん分した額に相当する金額を譲渡割又は消費税に係る還付加算金の額とする。

3 前二項の規定により譲渡割及び消費税に係る延滞税等及び還付加算金の計算をする場合の端数計算は、譲渡割及び消費税を一の税とみなしてこれを行う。

（譲渡割に係る充當等の特例）

第九条の十 国税通則法第五十七条の規定は、次の各号のいずれかに該当する還付金等については適用しない。ただし、附則第九条の四の規定により併せて更正され若しくは決定され又は附則第九条の五の規定により併せて申告され又は附則第九条の六の規定により併せて納付された譲渡割及び消費税に係る還付金等の還付を受けるべき者につき納付すべきこととなつてゐる国税がある場合における当該還付金等

二 国税に係る還付金等（前号に該当するものを除く。）の還付を受けるべき者につき附則第九条の四又は第九条の五の規定により併せて賦課され又は申告された譲渡割及び

び消費税で納付すべきこととなつてゐるもの（次項及び第三項において「未納譲渡割等」という。）がある場合における当該還付金等

2 前項第一号に規定する場合にあっては、同号の還付金等の還付を受けるべき者は、当該還付をすべき国税局長又は税務署長に対し、当該還付金等（未納譲渡割等又は納付すべきこととなつてゐるその他の国税に係る金額に相当する額を限度とする。）により未納譲渡割等又は納付すべきこととなつてゐるその他の国税を納付することを委託したものとみなす。

3 第一項第二号に規定する場合にあっては、同号の還付金等の還付を受けるべき者は、当該還付をすべき国税局長又は税務署長に対し、当該還付金等（未納譲渡割等に係る金額に相当する額を限度とする。）により未納譲渡割等を納付することを委託したものとみなす。

4 前二項の規定が適用される場合には、これらの規定の委託をするのに適することとなつた時として政令で定める時に、その委託納付に相当する額の還付及び納付があつたものとみなす。

5 第二項又は第三項の規定が適用される場合には、これらの規定による納付をした国税局長又は税務署長は、遅滞なく、その旨をこれらの規定により委託したものとみなされた者に通知しなければならない。

（譲渡割に係る処分に関する不服審査等の特例）

第九条の十一 附則第九条の四第一項の規定により税務署長が消費税の賦課徴収の例により消費税と併せて賦課徴収を行う譲渡割に関する処分は、不服申立て及び訴訟については、国税に関する法律に基づく処分とみなして、国税通則法第八章の規定を適用する。この場合において、同法第八十五条第一項中「消費税」とあるのは「消費税、地方消費税の譲渡割」と、同法第八十六条第一項中「消費税」とあるのは「消費税、地方消費税の譲渡割」と、

(譲渡割の賦課徴収又は申告納付に関する報告等)

第九條の十三 税務署長は、政令で定めるところにより、道府県知事に對し、譲渡割の申告の件数、譲渡割額、譲渡割に係る滞納の状況その他必要な事項を報告するものとする。

2 道府県知事は、税務署長に對し、必要があると認める事項を示して、当該税務署長に係る譲渡割の賦課徴収又は申告納付に関する事項について、これらに関する書類を閲覧し、又は記録することを請求することができる。この場合において、当該請求に理由があると認めるときは、税務署長は、関係書類を道府県知事又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

3 税務署長は、譲渡割の賦課徴収を行うため必要があるときは、道府県知事及び市町村長に對し、当該事務に関し参考となるべき資料又は情報提供その他の協力を求めることができる。

(譲渡割に係る徴収取扱費の支払)
第九條の十四 道府県は、国が譲渡割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、政令で定めるところにより、徴収取扱費を国に支払わなければならない。

2 国は、政令で定めるところにより、前項の徴収取扱費の算定に關し必要な事項を道府県知事に通知しなければならない。

3 道府県知事は、前項の規定による通知があつた場合においては、その通知があつた日から三十日以内に、第一項の徴収取扱費を支払うものとする。

(地方消費税の清算等の特例)
第九條の十五 第七十二條の百十四第一項及び第七十二條の百十五第一項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「納付された譲渡割額に相当する額及び第七十二條の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の

納付額」とあるのは「第七十二條の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額及び附則第九條の六第三項前段の規定により払い込まれた譲渡割の納付額から同項後段の規定により他の道府県に支払うべき金額に相当する額を減額し、他の道府県から支払を受けるべき金額に相当する額を加算して得た額」と、第七十二條の百十四第一項中「前条第一項」とあるのは「前条第一項及び附則第九條の十四第一項」と、第七十二條の百十五第一項中「第七十二條の百十三第一項」とあるのは「第七十二條の百十三第一項及び附則第九條の十四第一項」とする。

(政令への委任)
第九條の十六 附則第九條の四から前条までに定めるもののほか、これらの規定に規定する譲渡割の賦課徴収等の特例の実施のための手続その他必要な事項は、政令で定める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 退職所得に係る道府県民税の特別徴収税額表(第五十條の六、第五十條の八、附則第七條関係)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
8,000	円未満		0	100,000	104,000	900	200,000	204,000	1,800	348,000	356,000	3,100			
8,000	12,000		0	104,000	108,000	900	204,000	208,000	1,800	356,000	364,000	3,200			
12,000	16,000	100	100	108,000	112,000	900	208,000	212,000	1,800	364,000	372,000	3,200			
16,000	20,000	100	100	112,000	116,000	1,000	212,000	216,000	1,800	372,000	380,000	3,300			
				116,000	120,000	1,000	216,000	220,000	1,900	380,000	388,000	3,400			
20,000	24,000	100	100	120,000	124,000	1,000	220,000	224,000	1,900	388,000	396,000	3,400			
24,000	28,000	200	200	124,000	128,000	1,100	224,000	228,000	2,000	396,000	404,000	3,500			
28,000	32,000	200	200	128,000	132,000	1,100	228,000	232,000	2,000	404,000	412,000	3,600			
32,000	36,000	200	200	132,000	136,000	1,100	232,000	236,000	2,000	412,000	420,000	3,700			
36,000	40,000	300	300	136,000	140,000	1,200	236,000	240,000	2,100	420,000	428,000	3,700			
40,000	44,000	300	300	140,000	144,000	1,200	240,000	244,000	2,100	428,000	436,000	3,800			
44,000	48,000	300	300	144,000	148,000	1,200	244,000	248,000	2,100	436,000	444,000	3,900			
48,000	52,000	400	400	148,000	152,000	1,300	248,000	252,000	2,200	444,000	452,000	3,900			
52,000	56,000	400	400	152,000	156,000	1,300	252,000	260,000	2,200	452,000	460,000	4,000			
56,000	60,000	500	500	156,000	160,000	1,400	260,000	268,000	2,300	460,000	468,000	4,100			
60,000	64,000	500	500	160,000	164,000	1,400	268,000	276,000	2,400	468,000	476,000	4,200			
64,000	68,000	500	500	164,000	168,000	1,400	276,000	284,000	2,400	476,000	484,000	4,200			
68,000	72,000	600	600	168,000	172,000	1,500	284,000	292,000	2,500	484,000	492,000	4,300			
72,000	76,000	600	600	172,000	176,000	1,500	292,000	300,000	2,600	492,000	500,000	4,400			
76,000	80,000	600	600	176,000	180,000	1,500	300,000	308,000	2,700	500,000	508,000	4,500			
80,000	84,000	700	700	180,000	184,000	1,600	308,000	316,000	2,700	508,000	516,000	4,500			
84,000	88,000	700	700	184,000	188,000	1,600	316,000	324,000	2,800	516,000	524,000	4,600			
88,000	92,000	700	700	188,000	192,000	1,600	324,000	332,000	2,900	524,000	532,000	4,700			
92,000	96,000	800	800	192,000	196,000	1,700	332,000	340,000	2,900	532,000	540,000	4,700			
96,000	100,000	800	800	196,000	200,000	1,700	340,000	348,000	3,000	540,000	548,000	4,800			

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
548,000	556,000	4,900		748,000	756,000	8,700		1,032,000	1,044,000	9,200		1,332,000	1,344,000	11,900	
556,000	564,000	5,000		756,000	764,000	8,800		1,044,000	1,056,000	9,300		1,344,000	1,356,000	12,000	
564,000	572,000	5,000		764,000	772,000	8,800		1,056,000	1,068,000	9,500		1,356,000	1,368,000	12,200	
572,000	580,000	5,100		772,000	780,000	8,900		1,068,000	1,080,000	9,600		1,368,000	1,380,000	12,300	
580,000	588,000	5,200		780,000	792,000	7,000		1,080,000	1,092,000	9,700		1,380,000	1,392,000	12,400	
588,000	596,000	5,200		792,000	804,000	7,100		1,092,000	1,104,000	9,800		1,392,000	1,404,000	12,500	
596,000	604,000	5,300		804,000	816,000	7,200		1,104,000	1,116,000	9,900		1,404,000	1,416,000	12,600	
604,000	612,000	5,400		816,000	828,000	7,300		1,116,000	1,128,000	10,000		1,416,000	1,428,000	12,700	
612,000	620,000	5,500		828,000	840,000	7,400		1,128,000	1,140,000	10,100		1,428,000	1,440,000	12,800	
620,000	628,000	5,500		840,000	852,000	7,500		1,140,000	1,152,000	10,200		1,440,000	1,452,000	12,900	
628,000	636,000	5,600		852,000	864,000	7,600		1,152,000	1,164,000	10,300		1,452,000	1,464,000	13,000	
636,000	644,000	5,700		864,000	876,000	7,700		1,164,000	1,176,000	10,400		1,464,000	1,476,000	13,100	
644,000	652,000	5,700		876,000	888,000	7,800		1,176,000	1,188,000	10,500		1,476,000	1,488,000	13,200	
652,000	660,000	5,800		888,000	900,000	7,900		1,188,000	1,200,000	10,600		1,488,000	1,500,000	13,300	
660,000	668,000	5,900		900,000	912,000	8,100		1,200,000	1,212,000	10,800		1,500,000	1,512,000	13,500	
668,000	676,000	6,000		912,000	924,000	8,200		1,212,000	1,224,000	10,900		1,512,000	1,524,000	13,600	
676,000	684,000	6,000		924,000	936,000	8,300		1,224,000	1,236,000	11,000		1,524,000	1,536,000	13,700	
684,000	692,000	6,100		936,000	948,000	8,400		1,236,000	1,248,000	11,100		1,536,000	1,548,000	13,800	
692,000	700,000	6,200		948,000	960,000	8,500		1,248,000	1,260,000	11,200		1,548,000	1,560,000	13,900	
700,000	708,000	6,300		960,000	972,000	8,600		1,260,000	1,272,000	11,300		1,560,000	1,576,000	14,000	
708,000	716,000	6,300		972,000	984,000	8,700		1,272,000	1,284,000	11,400		1,576,000	1,592,000	14,100	
716,000	724,000	6,400		984,000	996,000	8,800		1,284,000	1,296,000	11,500		1,592,000	1,608,000	14,300	
724,000	732,000	6,500		996,000	1,008,000	8,900		1,296,000	1,308,000	11,600		1,608,000	1,624,000	14,400	
732,000	740,000	6,500		1,008,000	1,020,000	9,000		1,308,000	1,320,000	11,700		1,624,000	1,640,000	14,600	
740,000	748,000	6,800		1,020,000	1,032,000	9,100		1,320,000	1,332,000	11,800		1,640,000	1,656,000	14,700	

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,656,000	1,672,000	14,900		2,056,000	2,072,000	18,500		2,456,000	2,472,000	22,100		2,920,000	2,940,000	26,200	
1,672,000	1,688,000	15,000		2,072,000	2,088,000	18,600		2,472,000	2,488,000	22,200		2,940,000	2,960,000	26,400	
1,688,000	1,704,000	15,100		2,088,000	2,104,000	18,700		2,488,000	2,504,000	22,300		2,960,000	2,980,000	26,600	
1,704,000	1,720,000	15,300		2,104,000	2,120,000	18,900		2,504,000	2,520,000	22,500		2,980,000	3,000,000	26,800	
1,720,000	1,736,000	15,400		2,120,000	2,136,000	19,000		2,520,000	2,536,000	22,600		3,000,000	3,020,000	27,000	
1,736,000	1,752,000	15,600		2,136,000	2,152,000	19,200		2,536,000	2,552,000	22,800		3,020,000	3,040,000	27,100	
1,752,000	1,768,000	15,700		2,152,000	2,168,000	19,300		2,552,000	2,568,000	22,900		3,040,000	3,060,000	27,300	
1,768,000	1,784,000	15,900		2,168,000	2,184,000	19,500		2,568,000	2,584,000	23,100		3,060,000	3,080,000	27,500	
1,784,000	1,800,000	16,000		2,184,000	2,200,000	19,600		2,584,000	2,600,000	23,200		3,080,000	3,100,000	27,700	
1,800,000	1,816,000	16,200		2,200,000	2,216,000	19,800		2,600,000	2,620,000	23,400		3,100,000	3,120,000	27,900	
1,816,000	1,832,000	16,300		2,216,000	2,232,000	19,900		2,620,000	2,640,000	23,500		3,120,000	3,140,000	28,000	
1,832,000	1,848,000	16,400		2,232,000	2,248,000	20,000		2,640,000	2,660,000	23,700		3,140,000	3,160,000	28,200	
1,848,000	1,864,000	16,600		2,248,000	2,264,000	20,200		2,660,000	2,680,000	23,900		3,160,000	3,180,000	28,400	
1,864,000	1,880,000	16,700		2,264,000	2,280,000	20,300		2,680,000	2,700,000	24,100		3,180,000	3,200,000	28,600	
1,880,000	1,896,000	16,900		2,280,000	2,296,000	20,500		2,700,000	2,720,000	24,300		3,200,000	3,220,000	28,800	
1,896,000	1,912,000	17,000		2,296,000	2,312,000	20,600		2,720,000	2,740,000	24,400		3,220,000	3,240,000	28,900	
1,912,000	1,928,000	17,200		2,312,000	2,328,000	20,800		2,740,000	2,760,000	24,600		3,240,000	3,260,000	29,100	
1,928,000	1,944,000	17,300		2,328,000	2,344,000	20,900		2,760,000	2,780,000	24,800		3,260,000	3,280,000	29,300	
1,944,000	1,960,000	17,400		2,344,000	2,360,000	21,000		2,780,000	2,800,000	25,000		3,280,000	3,300,000	29,500	
1,960,000	1,976,000	17,600		2,360,000	2,376,000	21,200		2,800,000	2,820,000	25,200		3,300,000	3,320,000	29,700	
1,976,000	1,992,000	17,700		2,376,000	2,392,000	21,300		2,820,000	2,840,000	25,300		3,320,000	3,340,000	29,800	
1,992,000	2,008,000	17,900		2,392,000	2,408,000	21,500		2,840,000	2,860,000	25,500		3,340,000	3,360,000	30,000	
2,008,000	2,024,000	18,000		2,408,000	2,424,000	21,600		2,860,000	2,880,000	25,700		3,360,000	3,380,000	30,200	
2,024,000	2,040,000	18,200		2,424,000	2,440,000	21,800		2,880,000	2,900,000	25,900		3,380,000	3,400,000	30,400	
2,040,000	2,056,000	18,300		2,440,000	2,456,000	21,900		2,900,000	2,920,000	26,100		3,400,000	3,420,000	30,600	

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額		
以	上	未 満				以	上	未 満				以	上	未 満				以	上	未 満			
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,420,000	3,440,000	30,700	3,920,000	3,940,000	35,200	4,420,000	4,440,000	39,700	4,920,000	4,940,000	44,200	5,420,000	5,440,000	44,700	5,920,000	5,940,000	49,200	6,420,000	6,440,000	53,700	6,920,000	6,940,000	58,200
3,440,000	3,460,000	30,900	3,940,000	3,960,000	35,400	4,440,000	4,460,000	39,900	4,940,000	4,960,000	44,400	5,440,000	5,460,000	44,900	5,940,000	5,960,000	49,400	6,440,000	6,460,000	53,900	6,940,000	6,960,000	58,400
3,460,000	3,480,000	31,100	3,960,000	3,980,000	35,600	4,460,000	4,480,000	40,100	4,960,000	4,980,000	44,600	5,460,000	5,480,000	45,100	5,960,000	5,980,000	49,600	6,460,000	6,480,000	54,100	6,960,000	6,980,000	58,600
3,480,000	3,500,000	31,300	3,980,000	4,000,000	35,800	4,480,000	4,500,000	40,300	4,980,000	5,000,000	44,800	5,480,000	5,500,000	45,300	5,980,000	6,000,000	49,800	6,480,000	6,500,000	54,300	6,980,000	7,000,000	58,800
3,500,000	3,520,000	31,500	4,000,000	4,020,000	36,000	4,500,000	4,520,000	40,500	5,000,000	5,020,000	45,000	5,500,000	5,520,000	45,500	6,000,000	6,020,000	50,000	6,500,000	6,520,000	54,500	7,000,000	7,020,000	59,000
3,520,000	3,540,000	31,600	4,020,000	4,040,000	36,100	4,520,000	4,540,000	40,600	5,020,000	5,040,000	45,100	5,520,000	5,540,000	45,600	6,020,000	6,040,000	50,100	6,520,000	6,540,000	54,600	7,020,000	7,040,000	59,100
3,540,000	3,560,000	31,800	4,040,000	4,060,000	36,300	4,540,000	4,560,000	40,800	5,040,000	5,060,000	45,300	5,540,000	5,560,000	45,800	6,040,000	6,060,000	50,300	6,540,000	6,560,000	54,800	7,040,000	7,060,000	59,300
3,560,000	3,580,000	32,000	4,060,000	4,080,000	36,500	4,560,000	4,580,000	41,000	5,060,000	5,080,000	45,500	5,560,000	5,580,000	46,000	6,060,000	6,080,000	50,500	6,560,000	6,580,000	55,000	7,060,000	7,080,000	59,500
3,580,000	3,600,000	32,200	4,080,000	4,100,000	36,700	4,580,000	4,600,000	41,200	5,080,000	5,100,000	45,700	5,580,000	5,600,000	46,200	6,080,000	6,100,000	50,700	6,580,000	6,600,000	55,200	7,080,000	7,100,000	59,700
3,600,000	3,620,000	32,400	4,100,000	4,120,000	36,900	4,600,000	4,620,000	41,400	5,100,000	5,120,000	45,900	5,600,000	5,620,000	46,400	6,100,000	6,120,000	50,900	6,600,000	6,620,000	55,400	7,100,000	7,120,000	59,900
3,620,000	3,640,000	32,500	4,120,000	4,140,000	37,000	4,620,000	4,640,000	41,500	5,120,000	5,140,000	46,000	5,620,000	5,640,000	46,600	6,120,000	6,140,000	51,100	6,620,000	6,640,000	55,600	7,120,000	7,140,000	60,100
3,640,000	3,660,000	32,700	4,140,000	4,160,000	37,200	4,640,000	4,660,000	41,700	5,140,000	5,160,000	46,200	5,640,000	5,660,000	46,800	6,140,000	6,160,000	51,300	6,640,000	6,660,000	55,800	7,140,000	7,160,000	60,300
3,660,000	3,680,000	32,900	4,160,000	4,180,000	37,400	4,660,000	4,680,000	41,900	5,160,000	5,180,000	46,400	5,660,000	5,680,000	47,000	6,160,000	6,180,000	51,500	6,660,000	6,680,000	56,000	7,160,000	7,180,000	60,500
3,680,000	3,700,000	33,100	4,180,000	4,200,000	37,600	4,680,000	4,700,000	42,100	5,180,000	5,200,000	46,600	5,680,000	5,700,000	47,200	6,180,000	6,200,000	51,700	6,680,000	6,700,000	56,200	7,180,000	7,200,000	60,700
3,700,000	3,720,000	33,300	4,200,000	4,220,000	37,800	4,700,000	4,720,000	42,300	5,200,000	5,220,000	46,800	5,700,000	5,720,000	47,400	6,200,000	6,220,000	51,900	6,700,000	6,720,000	56,400	7,200,000	7,220,000	60,900
3,720,000	3,740,000	33,400	4,220,000	4,240,000	37,900	4,720,000	4,740,000	42,400	5,220,000	5,240,000	46,900	5,720,000	5,740,000	47,600	6,220,000	6,240,000	52,100	6,720,000	6,740,000	56,600	7,220,000	7,240,000	61,100
3,740,000	3,760,000	33,600	4,240,000	4,260,000	38,100	4,740,000	4,760,000	42,600	5,240,000	5,260,000	47,100	5,740,000	5,760,000	47,800	6,240,000	6,260,000	52,300	6,740,000	6,760,000	56,800	7,240,000	7,260,000	61,300
3,760,000	3,780,000	33,800	4,260,000	4,280,000	38,300	4,760,000	4,780,000	42,800	5,260,000	5,280,000	47,300	5,760,000	5,780,000	48,000	6,260,000	6,280,000	52,500	6,760,000	6,780,000	57,000	7,260,000	7,280,000	61,500
3,780,000	3,800,000	34,000	4,280,000	4,300,000	38,500	4,780,000	4,800,000	43,000	5,280,000	5,300,000	47,500	5,780,000	5,800,000	48,200	6,280,000	6,300,000	52,700	6,780,000	6,800,000	57,200	7,280,000	7,300,000	61,700
3,800,000	3,820,000	34,200	4,300,000	4,320,000	38,700	4,800,000	4,820,000	43,200	5,300,000	5,320,000	47,700	5,800,000	5,820,000	48,400	6,300,000	6,320,000	52,900	6,800,000	6,820,000	57,400	7,300,000	7,320,000	61,900
3,820,000	3,840,000	34,300	4,320,000	4,340,000	38,800	4,820,000	4,840,000	43,300	5,320,000	5,340,000	47,800	5,820,000	5,840,000	48,600	6,320,000	6,340,000	53,100	6,820,000	6,840,000	57,600	7,320,000	7,340,000	62,100
3,840,000	3,860,000	34,500	4,340,000	4,360,000	39,000	4,840,000	4,860,000	43,500	5,340,000	5,360,000	48,000	5,840,000	5,860,000	48,800	6,340,000	6,360,000	53,300	6,840,000	6,860,000	57,800	7,340,000	7,360,000	62,300
3,860,000	3,880,000	34,700	4,360,000	4,380,000	39,200	4,860,000	4,880,000	43,700	5,360,000	5,380,000	48,200	5,860,000	5,880,000	49,000	6,360,000	6,380,000	53,500	6,860,000	6,880,000	58,000	7,360,000	7,380,000	62,500
3,880,000	3,900,000	34,900	4,380,000	4,400,000	39,400	4,880,000	4,900,000	43,900	5,380,000	5,400,000	48,400	5,880,000	5,900,000	49,200	6,380,000	6,400,000	53,700	6,880,000	6,900,000	58,200	7,380,000	7,400,000	62,700
3,900,000	3,920,000	35,100	4,400,000	4,420,000	39,600	4,900,000	4,920,000	44,100	5,400,000	5,420,000	48,600	5,900,000	5,920,000	49,400	6,400,000	6,420,000	53,900	6,900,000	6,920,000	58,400	7,400,000	7,420,000	62,900

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
5,420,000	5,440,000	48,700	5,920,000	5,940,000	53,200	6,420,000	6,440,000	57,700	6,920,000	6,940,000	62,200	7,420,000	7,440,000	66,700	
5,440,000	5,460,000	48,900	5,940,000	5,960,000	53,400	6,440,000	6,460,000	57,900	6,940,000	6,960,000	62,400	7,440,000	7,460,000	66,900	
5,460,000	5,480,000	49,100	5,960,000	5,980,000	53,600	6,460,000	6,480,000	58,100	6,960,000	6,980,000	62,600	7,460,000	7,480,000	67,100	
5,480,000	5,500,000	49,300	5,980,000	6,000,000	53,800	6,480,000	6,500,000	58,300	6,980,000	7,000,000	62,800	7,480,000	7,500,000	67,300	
5,500,000	5,520,000	49,500	6,000,000	6,020,000	54,000	6,500,000	6,520,000	58,500	7,000,000	7,020,000	63,000	7,500,000	7,520,000	67,500	
5,520,000	5,540,000	49,600	6,020,000	6,040,000	54,100	6,520,000	6,540,000	58,600	7,020,000	7,040,000	63,100	7,520,000	7,540,000	67,600	
5,540,000	5,560,000	49,800	6,040,000	6,060,000	54,300	6,540,000	6,560,000	58,800	7,040,000	7,060,000	63,300	7,540,000	7,560,000	67,800	
5,560,000	5,580,000	50,000	6,060,000	6,080,000	54,500	6,560,000	6,580,000	59,000	7,060,000	7,080,000	63,500	7,560,000	7,580,000	68,000	
5,580,000	5,600,000	50,200	6,080,000	6,100,000	54,700	6,580,000	6,600,000	59,200	7,080,000	7,100,000	63,700	7,580,000	7,600,000	68,200	
5,600,000	5,620,000	50,400	6,100,000	6,120,000	54,900	6,600,000	6,620,000	59,400	7,100,000	7,120,000	63,900	7,600,000	7,620,000	68,400	
5,620,000	5,640,000	50,500	6,120,000	6,140,000	55,000	6,620,000	6,640,000	59,500	7,120,000	7,140,000	64,000	7,620,000	7,640,000	68,500	
5,640,000	5,660,000	50,700	6,140,000	6,160,000	55,200	6,640,000	6,660,000	59,700	7,140,000	7,160,000	64,200	7,640,000	7,660,000	68,700	
5,660,000	5,680,000	50,900	6,160,000	6,180,000	55,400	6,660,000	6,680,000	59,900	7,160,000	7,180,000	64,400	7,660,000	7,680,000	68,900	
5,680,000	5,700,000	51,100	6,180,000	6,200,000	55,600	6,680,000	6,700,000	60,100	7,180,000	7,200,000	64,600	7,680,000	7,700,000	69,100	
5,700,000	5,720,000	51,300	6,200,000	6,220,000	55,800	6,700,000	6,720,000	60,300	7,200,000	7,220,000	64,800	7,700,000	7,720,000	69,300	
5,720,000	5,740,000	51,400	6,220,000	6,240,000	55,900	6,720,000	6,740,000	60,400	7,220,000	7,240,000	64,900	7,720,000	7,740,000	69,400	
5,740,000	5,760,000	51,600	6,240,000	6,260,000	56,100	6,740,000	6,760,000	60,600	7,240,000	7,260,000	65,100	7,740,000	7,760,000	69,600	
5,760,000	5,780,000	51,800	6,260,000	6,280,000	56,300	6,760,000	6,780,000	60,800	7,260,000	7,280,000	65,300	7,760,000	7,780,000	69,800	
5,780,000	5,800,000	52,000	6,280,000	6,300,000	56,500	6,780,000	6,800,000	61,000	7,280,000	7,300,000	65,500	7,780,000	7,800,000	70,000	
5,800,000	5,820,000	52,200	6,300,000	6,320,000	56,700	6,800,000	6,820,000	61,200	7,300,000	7,320,000	65,700	7,800,000	7,820,000	70,200	
5,820,000	5,840,000	52,300	6,320,000	6,340,000	56,800	6,820,000	6,840,000	61,300	7,320,000	7,340,000	65,800	7,820,000	7,840,000	70,300	
5,840,000	5,860,000	52,500	6,340,000	6,360,000	57,000	6,840,000	6,860,000	61,500	7,340,000	7,360,000	66,000	7,840,000	7,860,000	70,500	
5,860,000	5,880,000	52,700	6,360,000	6,380,000	57,200	6,860,000	6,880,000	61,700	7,360,000	7,380,000	66,200	7,860,000	7,880,000	70,700	
5,880,000	5,900,000	52,900	6,380,000	6,400,000	57,400	6,880,000	6,900,000	61,900	7,380,000	7,400,000	66,400	7,880,000	7,900,000	70,900	
5,900,000	5,920,000	53,100	6,400,000	6,420,000	57,600	6,900,000	6,920,000	62,100	7,400,000	7,420,000	66,600	7,900,000	7,920,000	71,100	

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額						
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満			
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
7,420,000	7,440,000	66,700	7,720,000	7,740,000	69,400	8,000,000	14,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に0.9%を乗じて算出した金額	14,000,000円以上	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に1.8%を乗じて算出した金額から126,000円を控除した金額											
7,440,000	7,460,000	66,900	7,740,000	7,760,000	69,600																
7,460,000	7,480,000	67,100	7,760,000	7,780,000	69,800																
7,480,000	7,500,000	67,300	7,780,000	7,800,000	70,000																
7,500,000	7,520,000	67,500	7,800,000	7,820,000	70,200																
7,520,000	7,540,000	67,600	7,820,000	7,840,000	70,300																
7,540,000	7,560,000	67,800	7,840,000	7,860,000	70,500																
7,560,000	7,580,000	68,000	7,860,000	7,880,000	70,700																
7,580,000	7,600,000	68,200	7,880,000	7,900,000	70,900																
7,600,000	7,620,000	68,400	7,900,000	7,920,000	71,100																
7,620,000	7,640,000	68,500	7,920,000	7,940,000	71,200																
7,640,000	7,660,000	68,700	7,940,000	7,960,000	71,400																
7,660,000	7,680,000	68,900	7,960,000	7,980,000	71,600																
7,680,000	7,700,000	69,100	7,980,000	8,000,000	71,800																
7,700,000	7,720,000	69,300																			

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が8,000,000円以上の納税義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納税義務者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもってその求める税額とする。

別表第二 退職所得に係る市町村民税の特別徴収税額表(第三百二十八条の六、第三百二十八条の十三、附則第七条関係)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額				
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
				100,000	104,000		1,300	200,000	204,000		2,700	348,000	356,000		4,600				
8,000円未満			0	104,000	108,000		1,400	204,000	208,000		2,700	356,000	364,000		4,800				
8,000	12,000	100	108,000	112,000		1,400	208,000	212,000		2,800	364,000	372,000		4,900					
12,000	16,000	100	112,000	116,000		1,500	212,000	216,000		2,800	372,000	380,000		5,000					
16,000	20,000	200	116,000	120,000		1,500	216,000	220,000		2,900	380,000	388,000		5,100					
20,000	24,000	200	120,000	124,000		1,600	220,000	224,000		2,900	388,000	396,000		5,200					
24,000	28,000	300	124,000	128,000		1,600	224,000	228,000		3,000	396,000	404,000		5,300					
28,000	32,000	300	128,000	132,000		1,700	228,000	232,000		3,000	404,000	412,000		5,400					
32,000	36,000	400	132,000	136,000		1,700	232,000	236,000		3,100	412,000	420,000		5,500					
36,000	40,000	400	136,000	140,000		1,800	236,000	240,000		3,100	420,000	428,000		5,600					
40,000	44,000	500	140,000	144,000		1,800	240,000	244,000		3,200	428,000	436,000		5,700					
44,000	48,000	500	144,000	148,000		1,900	244,000	248,000		3,200	436,000	444,000		5,800					
48,000	52,000	600	148,000	152,000		1,900	248,000	252,000		3,300	444,000	452,000		5,900					
52,000	56,000	700	152,000	156,000		2,000	252,000	260,000		3,400	452,000	460,000		6,100					
56,000	60,000	700	156,000	160,000		2,100	260,000	268,000		3,500	460,000	468,000		6,200					
60,000	64,000	800	160,000	164,000		2,100	268,000	276,000		3,600	468,000	476,000		6,300					
64,000	68,000	800	164,000	168,000		2,200	276,000	284,000		3,700	476,000	484,000		6,400					
68,000	72,000	900	168,000	172,000		2,200	284,000	292,000		3,800	484,000	492,000		6,500					
72,000	76,000	900	172,000	176,000		2,300	292,000	300,000		3,900	492,000	500,000		6,600					
76,000	80,000	1,000	176,000	180,000		2,300	300,000	308,000		4,000	500,000	508,000		6,700					
80,000	84,000	1,000	180,000	184,000		2,400	308,000	316,000		4,100	508,000	516,000		6,800					
84,000	88,000	1,100	184,000	188,000		2,400	316,000	324,000		4,200	516,000	524,000		6,900					
88,000	92,000	1,100	188,000	192,000		2,500	324,000	332,000		4,300	524,000	532,000		7,000					
92,000	96,000	1,200	192,000	196,000		2,500	332,000	340,000		4,400	532,000	540,000		7,100					
96,000	100,000	1,200	196,000	200,000		2,600	340,000	348,000		4,500	540,000	548,000		7,200					

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
548,000	556,000	7,300	748,000	756,000	10,000	1,032,000	1,044,000	13,900	1,332,000	1,344,000	17,900
556,000	564,000	7,500	756,000	764,000	10,200	1,044,000	1,056,000	14,000	1,344,000	1,356,000	18,100
564,000	572,000	7,600	764,000	772,000	10,300	1,056,000	1,068,000	14,200	1,356,000	1,368,000	18,300
572,000	580,000	7,700	772,000	780,000	10,400	1,068,000	1,080,000	14,400	1,368,000	1,380,000	18,400
580,000	588,000	7,800	780,000	792,000	10,500	1,080,000	1,092,000	14,500	1,380,000	1,392,000	18,600
588,000	596,000	7,900	792,000	804,000	10,600	1,092,000	1,104,000	14,700	1,392,000	1,404,000	18,700
596,000	604,000	8,000	804,000	816,000	10,800	1,104,000	1,116,000	14,900	1,404,000	1,416,000	18,900
604,000	612,000	8,100	816,000	828,000	11,000	1,116,000	1,128,000	15,000	1,416,000	1,428,000	19,100
612,000	620,000	8,200	828,000	840,000	11,100	1,128,000	1,140,000	15,200	1,428,000	1,440,000	19,200
620,000	628,000	8,300	840,000	852,000	11,300	1,140,000	1,152,000	15,300	1,440,000	1,452,000	19,400
628,000	636,000	8,400	852,000	864,000	11,500	1,152,000	1,164,000	15,500	1,452,000	1,464,000	19,600
636,000	644,000	8,500	864,000	876,000	11,600	1,164,000	1,176,000	15,700	1,464,000	1,476,000	19,700
644,000	652,000	8,600	876,000	888,000	11,800	1,176,000	1,188,000	15,800	1,476,000	1,488,000	19,900
652,000	660,000	8,800	888,000	900,000	11,900	1,188,000	1,200,000	16,000	1,488,000	1,500,000	20,000
660,000	668,000	8,900	900,000	912,000	12,100	1,200,000	1,212,000	16,200	1,500,000	1,512,000	20,200
668,000	676,000	9,000	912,000	924,000	12,300	1,212,000	1,224,000	16,300	1,512,000	1,524,000	20,400
676,000	684,000	9,100	924,000	936,000	12,400	1,224,000	1,236,000	16,500	1,524,000	1,536,000	20,500
684,000	692,000	9,200	936,000	948,000	12,600	1,236,000	1,248,000	16,600	1,536,000	1,548,000	20,700
692,000	700,000	9,300	948,000	960,000	12,700	1,248,000	1,260,000	16,800	1,548,000	1,560,000	20,800
700,000	708,000	9,400	960,000	972,000	12,900	1,260,000	1,272,000	17,000	1,560,000	1,576,000	21,000
708,000	716,000	9,500	972,000	984,000	13,100	1,272,000	1,284,000	17,100	1,576,000	1,592,000	21,200
716,000	724,000	9,600	984,000	996,000	13,200	1,284,000	1,296,000	17,300	1,592,000	1,608,000	21,400
724,000	732,000	9,700	996,000	1,008,000	13,400	1,296,000	1,308,000	17,400	1,608,000	1,624,000	21,700
732,000	740,000	9,800	1,008,000	1,020,000	13,600	1,308,000	1,320,000	17,600	1,624,000	1,640,000	21,900
740,000	748,000	9,900	1,020,000	1,032,000	13,700	1,320,000	1,332,000	17,800	1,640,000	1,656,000	22,100

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,656,000	1,672,000	22,300	2,056,000	2,072,000	27,700	2,456,000	2,472,000	33,100	2,820,000	2,840,000	39,400
1,672,000	1,688,000	22,500	2,072,000	2,088,000	27,900	2,472,000	2,488,000	33,300	2,840,000	2,860,000	39,600
1,688,000	1,704,000	22,700	2,088,000	2,104,000	28,100	2,488,000	2,504,000	33,500	2,860,000	2,880,000	39,800
1,704,000	1,720,000	23,000	2,104,000	2,120,000	28,400	2,504,000	2,520,000	33,800	2,880,000	3,000,000	40,200
1,720,000	1,736,000	23,200	2,120,000	2,136,000	28,600	2,520,000	2,536,000	34,000	3,000,000	3,020,000	40,500
1,736,000	1,752,000	23,400	2,136,000	2,152,000	28,800	2,536,000	2,552,000	34,200	3,020,000	3,040,000	40,700
1,752,000	1,768,000	23,600	2,152,000	2,168,000	29,000	2,552,000	2,568,000	34,400	3,040,000	3,060,000	41,000
1,768,000	1,784,000	23,800	2,168,000	2,184,000	29,200	2,568,000	2,584,000	34,600	3,060,000	3,080,000	41,300
1,784,000	1,800,000	24,000	2,184,000	2,200,000	29,400	2,584,000	2,600,000	34,800	3,080,000	3,100,000	41,500
1,800,000	1,816,000	24,300	2,200,000	2,216,000	29,700	2,600,000	2,620,000	35,100	3,100,000	3,120,000	41,800
1,816,000	1,832,000	24,500	2,216,000	2,232,000	29,900	2,620,000	2,640,000	35,300	3,120,000	3,140,000	42,100
1,832,000	1,848,000	24,700	2,232,000	2,248,000	30,100	2,640,000	2,660,000	35,600	3,140,000	3,160,000	42,300
1,848,000	1,864,000	24,900	2,248,000	2,264,000	30,300	2,660,000	2,680,000	35,900	3,160,000	3,180,000	42,600
1,864,000	1,880,000	25,100	2,264,000	2,280,000	30,500	2,680,000	2,700,000	36,100	3,180,000	3,200,000	42,900
1,880,000	1,896,000	25,300	2,280,000	2,296,000	30,700	2,700,000	2,720,000	36,400	3,200,000	3,220,000	43,200
1,896,000	1,912,000	25,500	2,296,000	2,312,000	30,900	2,720,000	2,740,000	36,700	3,220,000	3,240,000	43,400
1,912,000	1,928,000	25,800	2,312,000	2,328,000	31,200	2,740,000	2,760,000	36,900	3,240,000	3,260,000	43,700
1,928,000	1,944,000	26,000	2,328,000	2,344,000	31,400	2,760,000	2,780,000	37,200	3,260,000	3,280,000	44,000
1,944,000	1,960,000	26,200	2,344,000	2,360,000	31,600	2,780,000	2,800,000	37,500	3,280,000	3,300,000	44,200
1,960,000	1,976,000	26,400	2,360,000	2,376,000	31,800	2,800,000	2,820,000	37,800	3,300,000	3,320,000	44,500
1,976,000	1,992,000	26,600	2,376,000	2,392,000	32,000	2,820,000	2,840,000	38,000	3,320,000	3,340,000	44,800
1,992,000	2,008,000	26,800	2,392,000	2,408,000	32,200	2,840,000	2,860,000	38,300	3,340,000	3,360,000	45,000
2,008,000	2,024,000	27,100	2,408,000	2,424,000	32,500	2,860,000	2,880,000	38,600	3,360,000	3,380,000	45,300
2,024,000	2,040,000	27,300	2,424,000	2,440,000	32,700	2,880,000	2,900,000	38,800	3,380,000	3,400,000	45,600
2,040,000	2,056,000	27,500	2,440,000	2,456,000	32,900	2,900,000	2,920,000	39,100	3,400,000	3,420,000	45,900

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,420,000	3,440,000	46,100		3,920,000	3,940,000	52,900		4,420,000	4,440,000	69,100		4,920,000	4,940,000	87,100	
3,440,000	3,460,000	46,400		3,940,000	3,960,000	53,100		4,440,000	4,460,000	69,800		4,940,000	4,960,000	87,800	
3,460,000	3,480,000	46,700		3,960,000	3,980,000	53,400		4,460,000	4,480,000	70,500		4,960,000	4,980,000	88,500	
3,480,000	3,500,000	46,900		3,980,000	4,000,000	53,700		4,480,000	4,500,000	71,200		4,980,000	5,000,000	89,200	
3,500,000	3,520,000	47,200		4,000,000	4,020,000	54,000		4,500,000	4,520,000	72,000		5,000,000	5,020,000	90,000	
3,520,000	3,540,000	47,500		4,020,000	4,040,000	54,700		4,520,000	4,540,000	72,700		5,020,000	5,040,000	90,700	
3,540,000	3,560,000	47,700		4,040,000	4,060,000	55,400		4,540,000	4,560,000	73,400		5,040,000	5,060,000	91,400	
3,560,000	3,580,000	48,000		4,060,000	4,080,000	56,100		4,560,000	4,580,000	74,100		5,060,000	5,080,000	92,100	
3,580,000	3,600,000	48,300		4,080,000	4,100,000	56,800		4,580,000	4,600,000	74,800		5,080,000	5,100,000	92,800	
3,600,000	3,620,000	48,600		4,100,000	4,120,000	57,600		4,600,000	4,620,000	75,600		5,100,000	5,120,000	93,600	
3,620,000	3,640,000	48,800		4,120,000	4,140,000	58,300		4,620,000	4,640,000	76,300		5,120,000	5,140,000	94,300	
3,640,000	3,660,000	49,100		4,140,000	4,160,000	59,000		4,640,000	4,660,000	77,000		5,140,000	5,160,000	95,000	
3,660,000	3,680,000	49,400		4,160,000	4,180,000	59,700		4,660,000	4,680,000	77,700		5,160,000	5,180,000	95,700	
3,680,000	3,700,000	49,600		4,180,000	4,200,000	60,400		4,680,000	4,700,000	78,400		5,180,000	5,200,000	96,400	
3,700,000	3,720,000	49,900		4,200,000	4,220,000	61,200		4,700,000	4,720,000	79,200		5,200,000	5,220,000	97,200	
3,720,000	3,740,000	50,200		4,220,000	4,240,000	61,900		4,720,000	4,740,000	79,900		5,220,000	5,240,000	97,900	
3,740,000	3,760,000	50,400		4,240,000	4,260,000	62,600		4,740,000	4,760,000	80,600		5,240,000	5,260,000	98,600	
3,760,000	3,780,000	50,700		4,260,000	4,280,000	63,300		4,760,000	4,780,000	81,300		5,260,000	5,280,000	99,300	
3,780,000	3,800,000	51,000		4,280,000	4,300,000	64,000		4,780,000	4,800,000	82,000		5,280,000	5,300,000	100,000	
3,800,000	3,820,000	51,300		4,300,000	4,320,000	64,800		4,800,000	4,820,000	82,800		5,300,000	5,320,000	100,800	
3,820,000	3,840,000	51,500		4,320,000	4,340,000	65,500		4,820,000	4,840,000	83,500		5,320,000	5,340,000	101,500	
3,840,000	3,860,000	51,800		4,340,000	4,360,000	66,200		4,840,000	4,860,000	84,200		5,340,000	5,360,000	102,200	
3,860,000	3,880,000	52,100		4,360,000	4,380,000	66,900		4,860,000	4,880,000	84,900		5,360,000	5,380,000	102,900	
3,880,000	3,900,000	52,300		4,380,000	4,400,000	67,600		4,880,000	4,900,000	85,600		5,380,000	5,400,000	103,600	
3,900,000	3,920,000	52,600		4,400,000	4,420,000	68,400		4,900,000	4,920,000	86,400		5,400,000	5,420,000	104,400	

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
5,420,000	5,440,000	105,100		5,920,000	5,940,000	123,100		6,420,000	6,440,000	141,100		6,920,000	6,940,000	159,100	
5,440,000	5,460,000	105,800		5,940,000	5,960,000	123,800		6,440,000	6,460,000	141,800		6,940,000	6,960,000	159,800	
5,460,000	5,480,000	106,500		5,960,000	5,980,000	124,500		6,460,000	6,480,000	142,500		6,960,000	6,980,000	160,500	
5,480,000	5,500,000	107,200		5,980,000	6,000,000	125,200		6,480,000	6,500,000	143,200		6,980,000	7,000,000	161,200	
5,500,000	5,520,000	108,000		6,000,000	6,020,000	126,000		6,500,000	6,520,000	144,000		7,000,000	7,020,000	162,000	
5,520,000	5,540,000	108,700		6,020,000	6,040,000	126,700		6,520,000	6,540,000	144,700		7,020,000	7,040,000	162,700	
5,540,000	5,560,000	109,400		6,040,000	6,060,000	127,400		6,540,000	6,560,000	145,400		7,040,000	7,060,000	163,400	
5,560,000	5,580,000	110,100		6,060,000	6,080,000	128,100		6,560,000	6,580,000	146,100		7,060,000	7,080,000	164,100	
5,580,000	5,600,000	110,800		6,080,000	6,100,000	128,800		6,580,000	6,600,000	146,800		7,080,000	7,100,000	164,800	
5,600,000	5,620,000	111,600		6,100,000	6,120,000	129,600		6,600,000	6,620,000	147,600		7,100,000	7,120,000	165,600	
5,620,000	5,640,000	112,300		6,120,000	6,140,000	130,300		6,620,000	6,640,000	148,300		7,120,000	7,140,000	166,300	
5,640,000	5,660,000	113,000		6,140,000	6,160,000	131,000		6,640,000	6,660,000	149,000		7,140,000	7,160,000	167,000	
5,660,000	5,680,000	113,700		6,160,000	6,180,000	131,700		6,660,000	6,680,000	149,700		7,160,000	7,180,000	167,700	
5,680,000	5,700,000	114,400		6,180,000	6,200,000	132,400		6,680,000	6,700,000	150,400		7,180,000	7,200,000	168,400	
5,700,000	5,720,000	115,200		6,200,000	6,220,000	133,200		6,700,000	6,720,000	151,200		7,200,000	7,220,000	169,200	
5,720,000	5,740,000	115,900		6,220,000	6,240,000	133,900		6,720,000	6,740,000	151,900		7,220,000	7,240,000	169,900	
5,740,000	5,760,000	116,600		6,240,000	6,260,000	134,600		6,740,000	6,760,000	152,600		7,240,000	7,260,000	170,600	
5,760,000	5,780,000	117,300		6,260,000	6,280,000	135,300		6,760,000	6,780,000	153,300		7,260,000	7,280,000	171,300	
5,780,000	5,800,000	118,000		6,280,000	6,300,000	136,000		6,780,000	6,800,000	154,000		7,280,000	7,300,000	172,000	
5,800,000	5,820,000	118,800		6,300,000	6,320,000	136,800		6,800,000	6,820,000	154,800		7,300,000	7,320,000	172,800	
5,820,000	5,840,000	119,500		6,320,000	6,340,000	137,500		6,820,000	6,840,000	155,500		7,320,000	7,340,000	173,500	
5,840,000	5,860,000	120,200		6,340,000	6,360,000	138,200		6,840,000	6,860,000	156,200		7,340,000	7,360,000	174,200	
5,860,000	5,880,000	120,900		6,360,000	6,380,000	138,900		6,860,000	6,880,000	156,900		7,360,000	7,380,000	174,900	
5,880,000	5,900,000	121,600		6,380,000	6,400,000	139,600		6,880,000	6,900,000	157,600		7,380,000	7,400,000	175,600	
5,900,000	5,920,000	122,400		6,400,000	6,420,000	140,400		6,900,000	6,920,000	158,400		7,400,000	7,420,000	176,400	

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		
税 額		税 額	税 額		税 額	税 額		税 額	税 額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
7,420,000	7,440,000	177,100	7,720,000	7,740,000	187,900	8,000,000	14,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に3.6%を乗じて算出した金額から90,000円を控除した金額	14,000,000円以上	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に4.95%を乗じて算出した金額から270,000円を控除した金額	
7,440,000	7,460,000	177,800	7,740,000	7,760,000	188,600						
7,460,000	7,480,000	178,500	7,760,000	7,780,000	189,300						
7,480,000	7,500,000	179,200	7,780,000	7,800,000	190,000						
7,500,000	7,520,000	180,000	7,800,000	7,820,000	190,800						
7,520,000	7,540,000	180,700	7,820,000	7,840,000	191,500						
7,540,000	7,560,000	181,400	7,840,000	7,860,000	192,200						
7,560,000	7,580,000	182,100	7,860,000	7,880,000	192,900						
7,580,000	7,600,000	182,800	7,880,000	7,900,000	193,600						
7,600,000	7,620,000	183,600	7,900,000	7,920,000	194,400						
7,620,000	7,640,000	184,300	7,920,000	7,940,000	195,100						
7,640,000	7,660,000	185,000	7,940,000	7,960,000	195,800						
7,660,000	7,680,000	185,700	7,960,000	7,980,000	196,500						
7,680,000	7,700,000	186,400	7,980,000	8,000,000	197,200						
7,700,000	7,720,000	187,200									

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が8,000,000円以上の納税義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納税義務者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

年 度	控 除 額
平成七年度	四千四百九十二億四千万円
平成八年度	四千二百六十五億円
平成九年度	四千六百九十二億円
平成十年度	五千五百九十八億円
平成十一年度	五千五百九十三億円
平成十二年度	七千二百七十八億三千八百万円
平成十三年度	七千六百三十五億八千二百八十二万九千円
平成十四年度	四千四百二十七億円
平成十五年度	四千五百七十二億円
平成十六年度	千七百四十七億円
平成十七年度	千九百二十四億円
平成十八年度	二千百一十一億円
平成十九年度	二千三百二十三億円
平成二十年度	二千五百五十億円
平成二十一年度	二千七百九十七億円

(地方財政法の一部改正)

第二条 地方財政法昭和二十三年法律第九号の一部を次のように改正する。

第三十三条の二を次のように改める。

(個人の道府県民税又は市町村民税に係る減税に伴う地方債の特例)

第三十三条の二 地方公共団体は、平成六年度から平成八年度までの間に限り、地方税法等の一部を改正する法律(平成六年法律第 号。次項において「地方税法等改正法」という。)の施行による個人の道府県民税又は市町村民税に係る当該各年度の減収額を埋めるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

2 前項の規定により起すことができる当該各年度の地方債の額は、地方税法等改正法による改正前の地方税法(次項において「旧地方税法」という。)の規定を適用するものとした場合における当該地方公共団体の当該各年度の個人の道府県民税又は市町村民税の所得割の収入見込額から当該地方公共団体の当該各年度の個人の道府県民税又は市町村民税の所得割の収入見込額を控除した額として自治省令で定めるところにより算定した額とする。

3 平成八年度において前項の控除した額を算定する場合における平成八年度分の個人の道府県民税又は市町村民税に係る旧地方税法の規定の適用については、旧地方税法第二十三条第四項及び第二百九十二条第四項中「前年」とあるのは、「前々年」とする。

(地方交付税法の一部改正)

第三条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「百分の二十四」を「百分の二十九・五」に改める。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)

第四条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第三号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「平成二十年度まで」を「平成三十七年度まで」に改め、同項の表を次のように改める。

平成七年度	四千四百九十二億四千万円
平成八年度	四千二百六十五億円
平成九年度	四千六百九十二億円
平成十年度	五千五百九十八億円
平成十一年度	五千五百九十三億円
平成十二年度	七千二百七十八億三千八百万円
平成十三年度	七千六百三十五億八千二百八十二万九千円
平成十四年度	四千四百二十七億円
平成十五年度	四千五百七十二億円
平成十六年度	千七百四十七億円
平成十七年度	千九百二十四億円
平成十八年度	二千百一十一億円
平成十九年度	二千三百二十三億円
平成二十年度	二千五百五十億円
平成二十一年度	二千七百九十七億円

平成二十二年	五十五億円
平成二十三年	五十七億円
平成二十四年	六十億円
平成二十五年	六十二億円
平成二十六年	六十四億円
平成二十七年	六十六億円
平成二十八年	六十八億円
平成二十九年	七十億円
平成三十年	七十二億円
平成三十一年	七十四億円
平成三十二年	七十六億円
平成三十三年	七十八億円
平成三十四年	八十億円
平成三十五年	八十二億円
平成三十六年	八十四億円
平成三十七年	八十六億円

附則

第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方税法第五十条の四、第三百二十八条の三、別表第一及び別表第二の改正規定並びに第二条及び第四条の規定並びに次条第三項並びに附則第九条、第十條第三項及び第十二條の規定並びに附則第十九條の規定（地方交付税法附則第四条の改正規定に限る。） 平成七年一月一日
- 二 第一条中地方税法第二十三條第一項第七号及び第八号、第三十二條第四項第一号、第二百九十二條第一項第七号及び第八号並びに第三百十三條第四項第一号の改正規定並びに次条第四項並びに附則第八條及び第十條第四項の規定 平成八年四月一日
- 三 第一条中地方消費税に関する改正規定及び第三条の規定並びに附則第三条から第七條まで及び第十三條から第十六條までの規定、附則第十七條の規定（地方財政法第四条の三第

円」と、「三十八万円から」とあるのは「三十二万円から」と、同号ロ(3)中「七十五万円」とあるのは「六十五万円」と、「三万円」とあるのは「五万円」とする。

3 新法第五十条の四及び別表第一の規定は、平成七年一月一日以降に支払うべき退職手当等（新法第五十条の二に規定する退職手当等）をいう。以下この項において同じ。）に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例による。

4 新法第二十三條第一項第七号及び第八号並びに第三十二條第四項第一号の規定は、平成八年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成七年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 前項の経過措置対象課税資産の譲渡等とは、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成六年法律第 号。以下この条及び次条において「所得税法等改正法」という。）附則第七條、第十條から第十四條まで、第二十二條又は第二十四條の規定により、所得税法等改正法第三條の規定による改正前の消費税法（次条において「旧消費税法」という。）第二十九條に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等をいう。

3 第一項の経過措置対象課税仕入れ等とは、次に掲げるものをいう。

- 一 適用日前に事業者が行った課税仕入れ（消費税法第二條第一項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下この項及び次条第一項第二号において同じ。）
- 二 適用日前に事業者が保税地域から引き取った課税貨物
- 三 所得税法等改正法附則第十條第七項（所得税法等改正法附則第十三條第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける課税仕入れ
- 四 所得税法等改正法附則第十八條又は第十九條の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等
- 五 前各号に掲げるもののほか、所得税法等改正法附則の規定の適用を受ける課税仕入れ等で政令で定めるもの

第六條 新法第七十二條の八十八第一項の事業者が、適用日以後に終了する課税期間（新法第七十二條の七十八第三項に規定する課税期間をい

一項及び第五條第一項第五号の改正規定に限る。）附則第十八條の規定、附則第十九條の規定（地方交付税法附則第四条の改正規定を除く。）並びに附則第二十条から第三十三條までの規定 平成九年四月一日

（道府県民税に関する経過措置）

第二條 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成七年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成六年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第三十四條第一項第十号の二の規定の適用については、平成七年度分の個人の道府県民税に限り、同号中「七十六万円」とあるのは「七十万円」と、同号イ(1)中「十万円」とあるのは「五万円」と、同号イ(2)中「十万円」とあるのは「五万円」と、「三十三万円」とあるのは「三十万円」と、同号ロ(1)中「四十五万円」とあるのは「四十万円」と、同号ロ(2)中「四十五万円」とあるのは「四十万円」と、「七十五万円」とあるのは「六十五万円」と、

第三條 別段の定めがあるものを除き、新法第二章第三節及び附則第九條の四から第九條の十六までの規定は、平成九年四月一日（以下附則第六條までにおいて「適用日」という。）以後に事業者が行う課税資産の譲渡等（消費税法（昭和六十二年法律第百八号）第二條第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。附則第五條及び第六條において同じ。）及び適用日以後に係る課税地域から引き取られる課税貨物（同項第十一号に規定する課税貨物をいう。附則第五條及び第六條において同じ。）に係る地方消費税について適用する。

第四條 新法第七十二條の八十七（新法附則第九條の五後段及び第九條の六第一項後段において読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、消費税法第四十二條第一項、第四項、第六項又は第八項に規定する課税期間が適用日以後に開始する場合について適用する。

第五條 新法第七十二條の八十七の事業者は、消費税法第四十三條第一項の規定が適用される場合に限る。同項第四号に掲げる金額の計算の基礎となる金額に経過措置対象課税資産の譲渡等

又は経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれているときは、新法第七十二條の八十七の規定による申告書に係る同項に規定する中間申告対象期間を一の課税期間とみなして次条第一項の規定を適用して算出した金額を当該中間申告対象期間に係る新法第七十二條の八十七各項の規定に規定する消費税法第四十三條第一項第四号に掲げる金額として、当該申告書を提出することができる。

2 前項の経過措置対象課税資産の譲渡等とは、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成六年法律第 号。以下この条及び次条において「所得税法等改正法」という。）附則第七條、第十條から第十四條まで、第二十二條又は第二十四條の規定により、所得税法等改正法第三條の規定による改正前の消費税法（次条において「旧消費税法」という。）第二十九條に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等をいう。

3 第一項の経過措置対象課税仕入れ等とは、次に掲げるものをいう。

- 一 適用日前に事業者が行った課税仕入れ（消費税法第二條第一項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下この項及び次条第一項第二号において同じ。）
- 二 適用日前に事業者が保税地域から引き取った課税貨物
- 三 所得税法等改正法附則第十條第七項（所得税法等改正法附則第十三條第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける課税仕入れ
- 四 所得税法等改正法附則第十八條又は第十九條の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等
- 五 前各号に掲げるもののほか、所得税法等改正法附則の規定の適用を受ける課税仕入れ等で政令で定めるもの

第六條 新法第七十二條の八十八第一項の事業者が、適用日以後に終了する課税期間（新法第七十二條の七十八第三項に規定する課税期間をい

う。以下この条において同じ。に係る新法第七十二条の八十八第一項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する消費税額の計算の基礎となる金額に前条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等又は同条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、前項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除し、これに適用する消費税額を十二で除し、これに適用日から当該課税期間の末日までの月数(当該月数に一月未満の端数を生じたときは、これを一月とする。)を乗じて計算した金額との合計額)

2 新法第七十二条の八十八第一項の事業者が、適用日以後に終了する課税期間に係る同項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する消費税額の計算

一 当該課税期間中に当該事業者が行った課税資産の譲渡等(前条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等を除く。)に係る消費税額の合計額
二 当該課税期間中に当該事業者が行った課税仕入れ又は当該課税期間中に保税地域から引き取った課税貨物(前条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等を除く。)につき、消費税法第三章の規定を適用した場合に同章の規定により当該課税期間の同法第四十五条第一項第二号に掲げる消費税額から控除されるべき同項第三号イからハまでに掲げる消費税額の合計額(当該課税期間が適用日前に開始する場合で、所得税法等改正法附則第二十條の規定によりなお効力を有することとされる旧消費税法第四十條の規定の適用があるときは、当該合計額と同条の規定を適用して算出される同条第一項に規定する限界控除税額に相当する消費税額を十二で除し、これに適用日から当該課税期間の末日までの月数(当該月数に一月未満の端数を生じたときは、これを一月とする。)を乗じて計算した金額との合計額)

の基礎となる金額に前条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等又は同条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、前項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除し、これに適用する消費税額を十二で除し、これに適用日から当該課税期間の末日までの月数(当該月数に一月未満の端数を生じたときは、これを一月とする。)を乗じて計算した金額との合計額)

3 新法第七十二条の八十八第二項の事業者(消費税法第四十五条第一項の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある者に限る。)が、適用日以後に終了する課税期間に係る新法第七十二条の八十八第二項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する不足額の計算の基礎となる金額に前条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等又は同条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、第一項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除し、これに適用する消費税額を十二で除し、これに適用日から当該課税期間の末日までの月数(当該月数に一月未満の端数を生じたときは、これを一月とする。)を乗じて計算した金額との合計額)

4 新法第七十二条の八十八第二項の事業者(消費税法第四十五条第一項の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある者に限る。)が、適用日以後に終了する課税期間に係る消費税法第四十五条第一項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する不足額の計算の基礎となる金額に前条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等又は同条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、第一項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除し、これに適用する消費税額を十二で除し、これに適用日から当該課税期間の末日までの月数(当該月数に一月未満の端数を生じたときは、これを一月とする。)を乗じて計算した金額との合計額)

事業者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該消費税額」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律(平成六年法律第 号)附則第六条第一項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した残額」とする。

5 新法第七十二条の八十八第二項の事業者(消費税法第四十六条第一項の規定により消費税の申告書を提出しようとする者に限る。)が、適用日以後に終了する課税期間に係る新法第七十二条の八十八第二項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する不足額の計算の基礎となる金額に前条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれており、かつ、第一項第二号に掲げる金額を当該課税期間に係る新法第七十二条の八十八第二項に規定する不足額として同項の規定を適用する。

6 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における新法第二章第三節及び附則第九条の四から第九条の十六までの規定の適用に關し必要な技術的調整その他必要な事項は、政令で定める。

第七条 新法附則第九条の六第三項前段の規定により国から払込みを受けた道府県が同項後段の規定により他の道府県に支払うべき金額は、当分の間、当該道府県が当該他の道府県から支払を受けるべき金額と同額とみなす。

第八条 新法第二章第三節第三款及び附則第九条の四から第九条の十六までの規定により国が地方消費税の貨物割及び譲渡割の賦課徴収等を消費税の賦課徴収等と併せて行うことに伴い、平成八年度において必要となる電子計算機による情報処理システムの整備その他の準備に要する経費で政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、道府県が負担する。

第九条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、地方消費税に係る延滞金、滞納処分その他新法第二章第三節の規定に關し必要な事項

は、別に法律で定める。

(市町村民税に關する経過措置)

第十条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に關する部分は、平成七年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成六年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十四條の二第一項第十号の二の規定の適用については、平成七年度分の個人の市町村民税に限り、同号中「七十六万円」とあるのは「七十七万円」と、同号イ(1)中「十万円」とあるのは「五万円」と、同号イ(2)中「十万円」とあるのは「五万円」と、「三十三万円」とあるのは「三十万円」と、同号ロ(1)中「四十五万円」とあるのは「四十万円」と、同号ロ(2)中「四十五万円」とあるのは「四十万円」と、「七十五万円」とあるのは「六十五万円」と、「三十八万円から」とあるのは「三十二万円から」と、同号ロ(3)中「七十五万円」とあるのは「六十五万円」と、「三万円」とあるのは「五万円」とする。

3 新法第三百二十八條の三及び別表第二の規定は、平成七年一月一日以後に支払うべき退職手当等(新法第三百二十八條に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。)に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例による。

4 新法第二百九十二條第一項第七号及び第八号並びに第三百十三條第四項第一号の規定は、平成八年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置その他必要な事項は、政令で定める。

(検討)
第十二条 地方消費税の税率については、社会福祉等に要する費用の財源を確保する観点、地方

の行財政改革の推進状況、非課税等特別措置等に係る課税の適正化の状況、地方財政の状況等を総合的に勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、平成八年九月三十日まで所要の措置を講ずるものとする。

（消費譲与税法の廃止）

第十三条 消費譲与税法（昭和六十三年法律第十一号）は、廃止する。

（消費譲与税法の廃止に伴う経過措置）

第十四条 平成九年三月から同年五月までの間の収納に係る平成八年度の消費税の収入額の五分の一に相当する額は、廃止前の消費譲与税に相当する額として、廃止前の消費譲与税法第三条、第六条、第八条及び第九条の規定の例により、平成九年七月に譲与するものとする。

2 前項に定めるもののほか、各都道府県及び市町村に対して譲与すべき額の計算における端数金額の処理その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、自治省令で定める。

（関税法の一部改正）

第十五条 関税法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項中「対して」を「ついでに」、「及び内国消費税」を「内国消費税」に改め、「い」の下に「及び地方消費税」を加える。

（郵便法の一部改正）

第十六条 郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第九十三条の前の見出し中「消費税法の一部改正の下に」等を加え、同条第一項中「所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成六年法律第 号）第三十三条の規定の下に」及び地方税法等の一部を改正する法律（平成六年法律第 号）第一条中地方消費税に関する規定を加える。

（地方財政法の一部改正）

第十七条 地方財政法の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項中「消費譲与税を削る。

第五条第一項第五号中「普通税（の下に）地方消費税」を加える。

第三十三条第一項中「限り、」の下に「地方税法等の一部を改正する法律（平成六年法律第 号）次条第一項において「地方税法等改正法」という。第一条の規定による改正前の「を、「地方税法の下に」（次項第一号並びに次条第二項及び第三項において「旧地方税法」という。）を加え、同条第二項第一号中「地方税法」を「旧地方税法」に改める。

第三十三条の二第二項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成六年法律第 号）次項において「地方税法等改正法」という。）を「地方税法等改正法」に改め、同条第二項中「地方税法等改正法による改正前の地方税法（次項において「旧地方税法」という。）を「旧地方税法」に改める。

（地方財政法の一部改正に伴う経過措置）
第十八条 前条の規定による改正後の地方財政法第四条の三第一項の規定は、平成九年度以後の年度における同項の規定による一般財源の額の算定について適用し、平成八年度における同項の規定による一般財源の額の算定については、なお従前の例による。この場合において、平成九年度における同項の規定による一般財源の額の算定については、同項中「地方交付税の額の合算額」とあるのは、「地方交付税の額の合算額に地方税法等の一部を改正する法律（平成六年法律第 号）附則第十四条第一項の規定により譲与される廃止前の消費譲与税に相当する額を加えた額」とする。

（地方交付税の一部改正）
第十九条 地方交付税法の一部を次のように改正する。

第二条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「（消費譲与税に係るものを除く。以下同じ。）を削り、同条第六号及び第七号中「且つ」を「かつ」に改める。

第十四条第一項中「ゴルフ場利用税の収入見込額については」を「地方消費税の収入見込額に

達額については」を「地方消費税の収入見込額に達額については基準税率をもつて算定した当該道府県の地方消費税の収入見込額から地方税法第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金（以下「地方消費税交付金」という。）の交付見込額の百分の八十に相当する額を控除した額とし、ゴルフ場利用税の収入見込額については「地方税法第七十三条を「同法第七十三条」に改め、「当該道府県の消費譲与税の収入見込額の百分の八十の額を削り、「当該市町村のゴルフ場利用税交付金」を「当該市町村の地方消費税交付金の

三 地方消費税

1 譲渡割 前年度の譲渡割の課税標準等の額
2 貨物割 前年度の貨物割の課税標準等の額

第十四条第三項の表市町村の項中第十三号を削り、第十二号を第十三号とし、第九号から第

九 地方消費税交付金

前年度の地方消費税交付金の交付額

附則第四条の見出し及び同条第一項中「平成二十一年度」を「平成三十八年度」に改める。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
2 平成九年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定に限り、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項の表道府県の項中「

額」とあるのは「とあるのは」
1 譲渡割 前年度の譲渡割の課税標準等の額
2 貨物割 前年度の貨物割の課税標準等の額

等として自治大臣が定める額」と、同表市町村の項中「九 地方消費税交付金」とあるのは「九 地方消費税交付金」とする。

消費税交付金の交付見込額として自治大臣が定

第二十一条 平成九年度分の地方交付税に限り、地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、附則第十九条の規定による改正後の地

収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村のゴルフ場利用税交付金」に改め、「当該市町村の消費譲与税の収入見込額の百分の七十五の額」を削り、「当該指定市のゴルフ場利用税交付金」を「当該指定市の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市のゴルフ場利用税交付金」に改め、「当該指定市の消費譲与税の収入見込額の百分の七十五の額」を削り、同条第三項の表道府県の項中第十三号を削り、第十二号を第十三号とし、第三号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次のように加える。

十一号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次のように加える。

九 地方消費税交付金

前年度の地方消費税交付金の交付額

第二十條 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、平成九年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。

2 平成九年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定に限り、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、平成九年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。

とあるのは「九 地方消費税交付金」とする。

方交付税法第十四条第一項の規定によって算定した額に、道府県にあっては当該道府県の消費

譲与税相当額(附則第十四条第一項の規定により譲与される廃止前の消費譲与税に相当する額をいう。以下この条において同じ。)の収入見込額の百分の八十の額、市町村にあっては当該市町村の消費譲与税相当額の収入見込額の百分の

地方団体の種類	収入の項目	収入見込額の算定の基礎
道府県	消費譲与税相当額	前年度の消費譲与税の譲与額
市町村	消費譲与税相当額	前年度の消費譲与税の譲与額

(会社更生法の一部改正)

第二十二條 会社更生法(昭和二十七年法律第百七十二号)の一部を次のように改正する。

第百十九條中「石油税」の下に、「地方消費税」を加える。

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正)

第二十三條 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第八十六條中「及び酒税相当額」を、「酒税及び地方消費税相当額」に改める。

(国税収納金整理資金に関する法律の一部改正)

第二十四條 国税収納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「収入金を含む。」の下に、「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二條の百三第一項の規定により国税と併せて収納された地方税(以下「特定地方税」という。)を加え、「第三条」を「次条に改め、「返納金」の下に「(以下「返納金」という。)を加え、同条第二項中「国税」を「国税及び特定地方税」に、

「及び」を「並びに」に改め、「金額」の下に「並びに地方税法第七十二條の百三第三項の規定による払込金を加える。

第八条第一項中「含む。」の下に、「特定地方税」を加え、「資金からする支払金の」を削る。

七十五の額を加算した額とする。
2 前項の収入見込額は、次の表の上欄に掲げる地方団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

地方団体の種類	収入の項目	収入見込額の算定の基礎
道府県	消費譲与税相当額	前年度の消費譲与税の譲与額
市町村	消費譲与税相当額	前年度の消費譲与税の譲与額

第十四条第一項中「資金からする支払金の」を「国税に係る」に改め、「定めるもの」の下に「並びに特定地方税及びこれに係る返納金を」、「過誤納金の還付金等」の下に「(特定地方税に係る過誤納金の還付金等を除く。第三項において同じ。)」を加え、同条第三項中「償還金」の下に「(特定地方税に係る償還金を除く。)」を加える。

附則中第二項を削り、第三項を第二項とし、同項の次に次の一項を加える。
3 第二条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「第七十二條の百三第一項」とあるのは「第七十二條の百三第一項及び附則第九條の六第一項」と、「及び」とあるのは「並びに」と、同条第二項中「第七十二條の百三第三項」とあるのは「第七十二條の百三第三項及び附則第九條の六第三項」とする。

(関税法の一部改正)

第二十五條 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第九條の三第一項第一号中「印紙をもつて」を削る。

第九條の四「関税を」を「関税(郵便物に係る関税を除く。以下この条において同じ。)」に改め、「第七十七條第三項(郵便物の関税の納付)の規定により印紙をもつて納付する場合を除き」を削る。

第十二条第七項第三号及び第十四条第一項中「第七十七條第五項」を「第七十七條第六項」に改める。
第七十二條中「掲げる内国消費税」の下に「及び地方消費税」を加える。
第七十七條第三項中「印紙をもつて」を削り、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の一項を加える。
4 前項の規定により関税を納付しようとする者は、その税額に相当する金銭に納付書を添えて、これを郵便局に納付しなければならない。ただし、証券をもつてする歳入納付に関する法律の定めるところにより、証券で納付することを妨げない。
(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)

第二十六條 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を次のように改正する。
第三條中「消費譲与税に充てられる消費税」と「消費譲与税(昭和六十二年法律第百一十一号)による消費譲与税の譲与金」を削る。
第四條中「消費譲与税に係るものを除く。」を削り、「百分の二十四」を「百分の二十九・五」に改める。
(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

第二十七條 前条の規定による改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、平成九年度分の予算から適用する。

2 平成九年度に限り、前条の規定による改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法第三條中「及び特別とん税」とあるのは「特別とん税及び消費譲与税相当額(地方税法等の一部を改正する法律(平成六年法律第 号)附則第十四條第一項の規定により譲与される廃止前の消費譲与税に相当する額をいう。以下この条において同じ。))の譲与金に充てられる消費税」と、「並

びにこれらに関する諸費」とあるのは「消費譲与税相当額の譲与金並びにこれらに関する諸費」とする。
(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)

第二十八條 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。
第七條第三項中「する者は」の下に「、関税法第六十三條第一項(保税運送)の承認に係る書類で第六十一條第一項の規定の適用を受けるべきことを記載したものを郵政官署に呈示して当該郵便物を受け取る場合を除き」を加え、「印紙をもつて同項」を「前項」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。
この場合において、国税通則法第三十四條第一項(納付の手續)の規定の適用については、同項中「日本銀行(国税の収納を行なう代理店を含む。、郵便局又はその国税の収納を行なう税務署の職員」とあるのは「郵便局」とする。

第七條第五項を削り、同条第六項中「第七十七條第五項及び第六項」を「第七十七條第六項及び第七項(関税の納付前における郵便物の受取り)」に改め、同項を同条第五項とする。
(砂糖の価格安定等に関する法律の一部改正)

第二十九條 砂糖の価格安定等に関する法律(昭和四十年法律第百九号)の一部を次のように改正する。
第十三條第一項、第十八條の四第二項、第十八條の六第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号口及び第三号口並びに第三十二條第一項第二号及び第三号中「消費税」の下に「及び地方消費税」を加える。
(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第三十條 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百五十五條」を「第百五十五條の三」に改める。

第八章第十三節中第百五十五條の次に次の二條を加える。

(地方消費税に関する特例)

第百五十五條の二 第八十五條の規定は、沖縄県の区域から出域する旅客が個人の用途に供するため購入する物品で、当該物品につき地方消費税に関する法令の規定により課される税の額がある場合について準用する。

第百五十五條の三 偽りその他不正の行為により前条において準用する第八十五條第一項の規定による地方消費税の払戻しを受け、又は受けようとした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の犯罪に係る地方消費税の払戻金に相当する金額の三倍が五十万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該払戻金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

5 地方税法第七十二條の百十一の規定は、第一項及び第三項の犯罪事件の調査及び処分について準用する。

(たばこ事業法の一部改正)

第三十一條 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「及びたばこ税法」を、「たばこ税法」に、「に相当する」を「及び地方税法(昭和

和五十五年法律第二百二十六号)第二章第三節に規定する地方消費税に相当する」に改め、同条第六項中「たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)に規定するたばこ税」を「地方税法(昭和五十五年法律第二百二十六号)第二章第三節に規定する地方消費税」に、「地方税法(昭和五十五年法律第二百二十六号)第二章第四節を同章第五節」に改める。

(大蔵省設置法の一部改正)

第三十二條 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第四十五号の次に次の一号を加える。

四十五の二 地方税法(昭和五十五年法律第二百二十六号)第二章第三節に規定する地方消費税の貨物割の賦課徴収に関するこ

と。

第五條第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 地方税法第二章第三節に規定する地方消費税の貨物割を賦課徴収すること。

附則に次の一項を加える。

5 当分の間、第四條第三十五号及び第五條第十二号中「内国税」とあるのは、「内国税及び地方税法附則第九條の四から第九條の十六までに規定する地方消費税の譲渡割」と読み替えるものとする。

(自治省設置法の一部改正)

第三十三條 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第三十五号から第三十七号までの規定中「消費譲与税」を削る。

第五條第三十三号中「消費譲与税」を削り、同条第三十四号中「都道府県及び市町村に譲与すべき消費譲与税」を削る。

第十條第四号の二中「都道府県及び市町村に譲与すべき消費譲与税」を削る。

十一月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、地方公務員共済年金制度の改善に関する請

願(第四〇二号)(第四〇三号)(第四〇四号)(第四〇五号)(第四〇六号)(第四〇七号)第(四〇八号)(第四〇九号)(第四一〇号)(第四一十一号)(第四一二号)

一、土地税制(住民税)に関する請願(第四一九号)(第四二五号)(第四四二号)(第四四八号)(第四四九号)(第四五〇号)(第四五二号)

一、特別地方消費税の撤廃に関する請願(第五四三三)

一、土地税制(住民税)に関する請願(第五四五号)(第五四七号)(第五四九号)(第五五一号)(第五五三三)(第五五五号)(第五五八号)(第五五九号)(第五六二二)(第五六五号)(第五六七号)(第五六九号)(第五七一五)(第五七四号)

第四〇二号 平成六年十月二十八日受理

地方公務員共済年金制度の改善に関する請願

請願者 横浜市港北区篠原町一、二二九ノ五 梅村紀久代 外三百六十二名

紹介議員 市川 正一君

共済年金制度は、地方公務員労働者にとつて単に社会保障制度の一環にとどまらず、公務員制度の根幹をなす制度でもある。共済年金の改定に当たっては、社会保障としての性格と公務員制度の一環としての性格の双方を満足させる内容でなければならぬ。現在、各単位共済組合、地方公務員共済組合連合会で合せて二十五兆六千億円もの積立金がありながら、年金給付の改善や、掛金の負担緩和などにはいかされてない。基礎年金に対する国庫負担は現在三分の一しかない。現在与党である自民党や社会党がさきの国会で主張したように国庫負担を二分の一に引き上げれば、掛金引上げをしなくて済む。さらに三分の二にすれば年金制度の改善が可能である。また、今国会に継続審議となつている共済年金法案は、年金の支給開始年齢六十五歳への繰延べや、一時金からも掛金を徴収するなど、退職後の生活不安や共済組合員の負担を一層増大する大改悪の内容になつてい

る。ついで、地方公務員の生活の安定と福祉の向上を目的とする地方公務員等共済組合法に基づき、共済組合員が切望する、次の事項について実現を図らねばならない。

一、継続審議となつている地方公務員共済年金改悪法案は、年金支給開始年齢六十五歳繰延べなど、絶対容認できないので、直ちに撤回するよう政府に要請すること。

二、財源率再計算(掛金の見直し)は、積立金の在り方などを抜本的に洗い直し、掛金の引上げは行わないこと。一時金や寒冷地手当から掛金を徴収しないこと。

三、国と使用者の責任で公的年金制度の維持・拡充を図るために、基礎年金の財源を全額国庫負担とすること。当面、国庫負担を三分の二に引き上げるよう政府に要請すること。

第四〇三三 平成六年十月二十八日受理

地方公務員共済年金制度の改善に関する請願

請願者 埼玉県南埼玉郡白岡町西二ノ一二 曾我真理子 外三百六十二名

紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第四〇二号と同じである。

第四〇四号 平成六年十月二十八日受理

地方公務員共済年金制度の改善に関する請願

請願者 東京都品川区旗の台五ノ二三ノ二 齊藤充男 外三百六十二名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第四〇二号と同じである。

第四〇五号 平成六年十月二十八日受理

地方公務員共済年金制度の改善に関する請願

請願者 東京都板橋区徳丸五ノ二七ノ一一 ビアメゾン六〇五 池田友行 外三百六十二名

紹介議員 藤澤 弘君

この請願の趣旨は、第四〇二号と同じである。

第四〇六号 平成六年十月二十八日受理

地方公務員共済年金制度の改善に関する請願
請願者 茨城県取手市白山二ノ四ノ二二
ノ二〇一 佐藤こず江 外三百六十一名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第四〇二号と同じである。

第四〇七号 平成六年十月二十八日受理

地方公務員共済年金制度の改善に関する請願
請願者 東京都江戸川区松島四ノ九ノ一
七 小野真智子 外三百六十二名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第四〇二号と同じである。

第四〇八号 平成六年十月二十八日受理

地方公務員共済年金制度の改善に関する請願
請願者 東京都葛飾区東立石一ノ二二ノ五
ノ四〇五 榎本学 外三百六十二名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第四〇二号と同じである。

第四〇九号 平成六年十月二十八日受理

地方公務員共済年金制度の改善に関する請願
請願者 東京都品川区八潮五ノ一〇ノ四九
ノ一、〇〇四 菅原和枝 外三百六十二名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第四〇二号と同じである。

第四一〇号 平成六年十月二十八日受理

地方公務員共済年金制度の改善に関する請願
請願者 東京都大田区西六郷一ノ七ノ一
福島秀次 外三百六十一名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第四〇二号と同じである。

第四一一号 平成六年十月二十八日受理

地方公務員共済年金制度の改善に関する請願
請願者 東京都新宿区北新宿二ノ一ノ二
三ノ一〇六 中浜育子 外三百六十二名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第四〇二号と同じである。

第四一二号 平成六年十月二十八日受理

地方公務員共済年金制度の改善に関する請願
請願者 千葉県船橋市前原西六ノ一ノ一五
ノ三〇一 岡安清一 外三百六十二名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第四〇二号と同じである。

第四一九号 平成六年十月二十八日受理

土地税制(住民税)に関する請願
請願者 群馬県前橋市天川大島町一ノ四ノ
三七 社団法人群馬県宅地建物取引
業協会会長 広田政道

紹介議員 上野 公成君

この請願の趣旨は、第一八五号と同じである。

第四二五号 平成六年十月二十八日受理

土地税制(住民税)に関する請願
請願者 神戸市中央区北長狭通五ノ五ノ二
六 位部宏行

紹介議員 河本 三郎君

この請願の趣旨は、第一八五号と同じである。

第四四二号 平成六年十月三十一日受理

土地税制(住民税)に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市御幸本町四、八八
〇ノ八九 岩原臣男

紹介議員 矢野 哲朗君

この請願の趣旨は、第一八五号と同じである。

土地税制(住民税)に関する請願
請願者 徳島市万代町五ノ一ノ五徳島県不
動産会館 赤岩清

紹介議員 松浦 孝治君

この請願の趣旨は、第一八五号と同じである。

第五四〇号 平成六年十一月二日受理

土地税制(住民税)に関する請願
請願者 鳥取市富安二ノ六九社団法人鳥取
県宅地建物取引業協会会長 田中
宣二

紹介議員 坂野 重信君

この請願の趣旨は、第一八五号と同じである。

第五四二号 平成六年十一月二日受理

土地税制(住民税)に関する請願
請願者 群馬県前橋市天川大島町一ノ四ノ
三七 金子好宏

紹介議員 山本 富雄君

この請願の趣旨は、第一八五号と同じである。

第五四三号 平成六年十一月二日受理

特別地方消費税の撤廃に関する請願
請願者 東京都台東区千束二ノ三六ノ六ノ
一、一〇二 工藤哲夫 外一万八
千九百四十名

紹介議員 山本 富雄君

この請願の趣旨は、第七二号と同じである。

第五四五号 平成六年十一月二日受理

土地税制(住民税)に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市野沢町一五六ノ
六 綱川安正

紹介議員 森山 眞弓君

この請願の趣旨は、第一八五号と同じである。

第五四七号 平成六年十一月二日受理

土地税制(住民税)に関する請願
請願者 仙台市若林区荒町一四三宮城県不

不動産会館社団法人宮城県宅地建物
取引業協会会長 氏家忠雄

紹介議員 遠藤 要君

この請願の趣旨は、第一八五号と同じである。

第五四九号 平成六年十一月二日受理

土地税制(住民税)に関する請願
請願者 和歌山市太田一四三ノ三社団法人
和歌山県宅地建物取引業協会会
長 寺本辰生

紹介議員 世耕 政隆君

この請願の趣旨は、第一八五号と同じである。

第五五一号 平成六年十一月二日受理

土地税制(住民税)に関する請願
請願者 山梨県甲府市下小河原町二三七ノ
五 山下清

紹介議員 志村 哲良君

この請願の趣旨は、第一八五号と同じである。

第五五三号 平成六年十一月二日受理

土地税制(住民税)に関する請願
請願者 福岡市東区馬出一ノ一三ノ一〇社
団法人福岡県宅地建物取引業協会
会長 向井功

紹介議員 吉村剛太郎君

この請願の趣旨は、第一八五号と同じである。

第五五五号 平成六年十一月二日受理

土地税制(住民税)に関する請願
請願者 香川県高松市松福町一ノ一〇ノ五
社団法人香川県宅地建物取引業協
会会長 植本義明

紹介議員 平井 卓志君

この請願の趣旨は、第一八五号と同じである。

第五五八号 平成六年十一月二日受理

土地税制(住民税)に関する請願
請願者 山梨県甲府市下小河原町二三七ノ

五 菊原一成
紹介議員 清水 達雄君
この請願の趣旨は、第一八五号と同じである。

第五六〇号 平成六年十一月二日受理
土地税制(住民税)に関する請願
請願者 秋田市高陽幸町一四ノ一一 二田 悟郎 外一名
紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第一八五号と同じである。

第五六二号 平成六年十一月二日受理
土地税制(住民税)に関する請願
請願者 鹿児島市上之園町二四ノ四社団法人鹿児島島地建物取引業協会会長 松田 静二
紹介議員 井上 吉夫君
この請願の趣旨は、第一八五号と同じである。

第五六五号 平成六年十一月二日受理
土地税制(住民税)に関する請願
請願者 福井市宝永四ノ四ノ三社団法人福井県地建物取引業協会会長 松永 幹郎
紹介議員 山崎 正昭君
この請願の趣旨は、第一八五号と同じである。

第五六七号 平成六年十一月二日受理
土地税制(住民税)に関する請願
請願者 大阪府中央区船越町二ノ二ノ一大阪府不動産産会館 岩城 邦廣
紹介議員 坪井 一字君
この請願の趣旨は、第一八五号と同じである。

第五六九号 平成六年十一月二日受理
土地税制(住民税)に関する請願
請願者 群馬県前橋市天川大島町一ノ四ノ三七 真下 桂一
紹介議員 中曾根 弘文君

この請願の趣旨は、第一八五号と同じである。

第五七一号 平成六年十一月二日受理
土地税制(住民税)に関する請願(三通)
請願者 京都市上京区中立売通新町西入三丁町四五三ノ三社団法人京都府宅地建物取引業協会会長 細見 清治郎 外二名
紹介議員 林田 悠紀夫君
この請願の趣旨は、第一八五号と同じである。

第五七四号 平成六年十一月二日受理
土地税制(住民税)に関する請願
請願者 山梨県甲府市下小河原町二三七ノ五 古屋 八衛
紹介議員 前島 英三郎君
この請願の趣旨は、第一八五号と同じである。

第二号中正誤

二四ページ上段の表中下欄終わりから一三行の「附則第二十四第一項」は「附則第二十四条第一項」とするはずの誤り。

平成六年十二月二十二日印刷

平成六年十一月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K